令和８年定例会
医療保健子ども福祉病院常任委員会

説　明　資　料

《議案補充説明》

１【議案第102号】
工事請負契約について（三重県立国児学園寮舎棟ほか建築工事）・・・・・・・・・・　1

《所管事項説明》

１　「『令和８年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
２　次期総合計画の策定について（みえ元気プランの検証と2031年の目標）・・・・・別途配布済
３　「第６次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」（中間案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
４　「三重県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例」（仮称）の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
５　「子どもを虐待から守る条例」第31条に基づく年次報告について・・・・・・・・・　21
６　次期「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の策定について・・・・・・・・・・・　26
７　次期「三重県手話施策推進計画」の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・・　30
８　指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について・・・・・・・・・・・・・・・　33
９　各種審議会等の審議状況の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67

《別冊》

・（別冊１）第６次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2027-2030）（中間案）
・（別冊２）「子どもを虐待から守る条例」第 31 条に基づく年次報告書（令和７年度版）

令和８年１０月７日

子 ど も ・ 福 祉 部

【議案補充説明】議案第102号

1　工事請負契約について（三重県立国児学園寮舎棟ほか建築工事）

<table>
<tr><td colspan="6">議案　第102号　工事請負契約について</td></tr>
<tr><td colspan="2">工 事 名</td><td colspan="4">三重県立国児学園寮舎棟ほか建築工事</td></tr>
<tr><td colspan="2">施行場所</td><td colspan="4">津市栗真町屋町524</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約金額</td><td colspan="4">1,387,100,000円（消費税等含む）</td></tr>
<tr><td colspan="2">請 負 者
住所氏名</td><td colspan="4">津市大倉19番1号
日本土建・三重農林特定建設工事共同企業体
代表者　日本土建株式会社
代表取締役社長　田村　賴一</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約工期</td><td colspan="4">議決日から令和10年８月まで（673日間）</td></tr>
<tr><td colspan="6"><u>工事の概要</u>

男子棟1 木造 平屋建 延べ面積　499.88㎡（新築）
男子棟2 木造 平屋建 延べ面積　499.88㎡（新築）
女子棟　木造 平屋建 延べ面積　499.32㎡（新築）
共用棟　木造 平屋建 延べ面積　398.73㎡（新築）
炊事棟　木造 平屋建 延べ面積　157.25㎡（新築）
その他付属棟　S造ほか 平屋建 延べ面積　127.76㎡（新築）
本館　RC造一部S造 平屋建 延べ面積　678.42㎡（内部改修）
第3寮ほか　RC造及びS造ほか 平屋建 延べ面積　760.75㎡（解体）
上記に係る建築工事一式</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約方法</td><td colspan="4">一般競争入札</td></tr>
<tr><td rowspan="3">入札状況</td><td>年月日</td><td>令和8年7月14日</td><td colspan="3">評価値0.96849（最高値0.96849 最低値0.86109）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">業者数</td><td rowspan="2">3</td><td rowspan="2">価　　格</td><td>最低　1,376,034,000円（消費税等含む）
1,250,940,000円（消費税等抜き）</td></tr>
<tr><td>最高　1,387,100,000円（消費税等含む）
1,261,000,000円（消費税等抜き）</td></tr>
<tr><td>回　数</td><td>1</td><td>予定価格</td><td>1,430,132,000円（消費税等含む）
1,300,120,000円（消費税等抜き）</td></tr>
</table>

入札結果調書（総合評価　除算方式）

入札年月日　　令和 8 年 7 月 14 日

工 事 番 号　　202617016050800634

工　事　名　　三重県立国児学園寮舎棟ほか建築工事

施 工 場 所　　津市栗真町屋町 524

入札者		第１回			備考
		入札額	標準点＋加算点	評価値	
1	日本土建・三重農林特定建設工事共同企業体	1,261,000,000	122.13	0.96849	落札決定
2	林建設・草深林業特定建設工事共同企業体	1,252,420,000	117.15	0.93535	
3	山口・ジェイエイ特定建設工事共同企業体	1,250,940,000	107.72	0.86109	

上記入札金額は、消費税および地方消費税（免税業者にあっては相当額）を除いた金額です。

当入札案件は価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式としているため、評価の高さを評価値で示しています。評価値とは標準点 100 点に提案による加算点を加えた合計点を入札金額（1,000 万円単位）にて除した値（小数第 6 位切り捨て）です。

【事業の目的】

国児学園は、児童福祉法で規定される県内唯一の児童自立支援施設であり、様々な事情のある児童が入所しています。園では、夫婦職員が寮舎で児童と起居を共にしながら家庭的な雰囲気の中で支援を行う「小舎夫婦制」のもと、生活指導、職業指導、学習指導を行っています。

古い寮舎では築 55 年以上と、施設の老朽化が進んでいることから、寮舎等の建替えを行い、入所児童の生活環境の改善に加え、プライバシー確保、指導困難児や感染症の対応が可能となるよう機能拡充を図り、子どもの安全安心を確保します。

【付近見取り図】

【完成イメージ図】

【所管事項説明】

１ 「『令和8年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

【医療保健子ども福祉病院常任委員会】

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
13-1	地域福祉の推進	子ども・福祉部	令和７年６月に開設されたひきこもりピアサポートセンターみえの相談件数や相談者の内訳から見えてくる課題について、各市町の支援センターと連携しながら取組を進められたい。	ひきこもり支援においては、住民に近い市町で一次的な対応や相談をしていただくのが理想だと考えています。 そのうえで、ひきこもり当事者やその家族の経験を有する方に相談を希望する場合はピアサポートセンターへ繋ぐなど、引き続き市町と連携しながら、当事者やその家族に寄り添った支援を進めてまいります。
13-2	障がい者福祉の推進	子ども・福祉部	障害福祉サービス事業所で作った福祉製品の販路確保や企業とのマッチングの機会において、地域差があると感じているため、こうした状況もふまえたうえで、事業所における工賃向上に向けた取組を進められたい。	障害福祉サービス事業所の経営改善や共同受注窓口みえの取組を支援するとともに、事業所に対して経営に関するコンサルタントの派遣や研修事業を行っています。 具体的な相談があった場合は、その都度、個別に対応していきたいと考えています。
15-1	子どもが豊かに育つ環境づくり	子ども・福祉部	子ども心身発達医療センターは、以前、医師不足やカウンセリングの時間により、初診をなかなか受けられない実態があった。 子ども心身発達医療センターに診療が集中することがないよう、身近な地域で発達支援が受けられる体制づくりに向け、引き続き取組を進められたい。	子ども心身発達医療センターの初診受付は、医師確保が難しく診療枠の拡大は困難ではあるものの、現在は年４期のエントリー受付と月１回の院内調整会議により、優先度の高いものから順に予約を入れる体制を整えています。 また、症状によっては、市町の発達支援の窓口や地域の医療機関を案内するなど、地域と連携した体制を継続するとともに、身近な地域で発達支援に関する相談ができるよう、引き続き小児科医等を対象とした発達障がい児の診療に必要な知識を学ぶ連続講座の開催等に取り組んでまいります。
			子どもに関する施策を一元化した情報提供ポータルサイトの立ち上げに向け、ＰＲを行うとともに、使い勝手がよいものとなるよう、専門家や関係部局の意見を聞きながら、わかりやすいサイトとなるよう取組を進められたい。	子どもに関する施策を一元化した情報提供ポータルサイトについては、学識者及び関係部局の意見をふまえ、また、「キッズ・モニター＋（プラス）」により子どもの意見を聴きながら構築を進め、運用開始までに内部テストの実施や子ども、保護者に広く周知を図るなど、令和９年４月からの運用開始に向け取り組んでまいります。

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
15-2	幼児教育・保育の充実	子ども・福祉部	保育所や放課後児童クラブ等の待機児童対策の取組は多角的に展開されている印象がある一方、厳しい状況にある事業や効果の検証が必要な施策もある。 それぞれの地域特性や実情を分析したうえで、人材確保や施設整備にかかる取組を進められたい。	処遇改善や研修事業等の取組を進めてきた一方、根本的な保育士の人材不足が大きな課題であると認識しており、今後は中学生や高校生向けに保育の仕事の魅力発信を行うなど、人材確保・育成に努めるとともに、待機児童や保育士不足に関する課題は各市町によって異なるため、それぞれの地域特性に応じた必要な支援ができるよう、市町と相談しながら支援してまいります。
			自然保育に関するガイドラインの策定にあたっては、森林教育と連携しつつ過去の県内調査で得られた知見や他県の活動も参考にしながら、日常で取り入れやすい内容にとどまらず、より実効性の高いガイドラインを策定されたい。 また、ガイドラインの策定には人材育成や子どもの安全確保に考慮し、安全かつ持続的に自然体験を提供できるガイドラインの策定を進められたい。	自然保育に関するガイドラインは、令和７年度に協議会により実態把握や情報収集を行い、本年度中に策定を行います。 このガイドラインは子どもたちの非認知能力の向上をはじめとした発達を促すことを目的にしており、森林教育との連携や情報共有を行いながら本格的な野外体験だけでなく、日常の中で工夫すれば取り入れられる自然体験の促進を主な視点として策定を進めてまいります。
15-4	結婚・妊娠・出産の支援	子ども・福祉部	不妊治療は母体の年齢によって非常に大きく左右されるため、経済的理由で諦めることが無いよう柔軟な支援が必要である。県の努力により、国の制度に県が上乗せしている経緯はよく理解しているものの、一律に年齢で対象を区切る制度は当事者に大きなプレッシャーとなり、焦りや諦めを生む要因となっている。 年齢による一律制限を見直し、県独自での柔軟な対応や制度改正に向けた動きなど、さらなる取組を進められたい。	不妊治療の国の制度に対し、県は独自に上乗せするなど、市町と協調して支援を行っています。県の補助制度は随時見直しを行っており、令和７年度からは対象となる治療方法をさらに拡充したところです。 国に保険制度に対する要望を続けていくとともに、協調補助を実施している市町の意見や多様なニーズを聞きながら、引き続き前向きに検討してまいります。

【所管事項説明】

３　「第６次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」（中間案）について

１　計画策定の趣旨

本計画は、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」（以下「条例」という。）に基づき、県議会での議決を経て定めるもので、「すべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現」をめざす基本的な計画です。

今年度に終期を迎える第５次推進計画（令和５年度から令和８年度）の取組と課題をふまえ、条例に定める、ＵＤの意識づくり（ハート）、暮らしやすいまちづくり（ハード）、利用しやすい製品･情報･サービスの提供の促進（ソフト）の３つの施策体系に沿って、第６次推進計画（令和９年度から令和 12 年度）を策定します。

このたび、条例に基づき設置される「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」での検討をふまえ、別冊１のとおり中間案をとりまとめました。

２　中間案の概要

第１章　計画策定の趣旨（別冊１　Ｐ２～Ｐ13）

ＵＤのこれまでの取組やとりまく状況・環境の変化をふまえ、引き続き、ＵＤのまちづくりを推進するために策定します。

第２章　第５次推進計画の取組の検証（別冊１　Ｐ14～Ｐ33）

Ⅰ　概要

第５次推進計画では「だれもが自分らしく生きられる三重づくり」を目標に掲げ、だれもが自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みました。

Ⅱ　施策体系ごとの取組と課題

施策体系１　ＵＤの意識づくり【ハート】

取組：学校出前授業によるＵＤの意識啓発、イベント等での「ヘルプマーク」や「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発に取り組みました。また、障がい者スポーツの推進や認知症の人・家族の支援につなげる仕組みの構築等、すべての人々の社会参加の促進に向け取り組みました。

課題：困っている人を見かけても行動をためらう傾向や、おもいやり駐車場の配慮に欠ける利用等が見られるため、県民のおもいやりのある行動に結びつくような取組が求められます。

施策体系２　だれもが暮らしやすいまちづくり【ハード】

取組：幅の広い歩道やバリアフリー対応型信号機の整備、鉄道駅のバリアフリー化、タクシー・バス事業者が行うバリアフリー化（ＵＤタクシー、ノンステップバス等の導入）の支援、ＵＤに配慮された公共施設や商業施設の整備の促進等、だれもが暮らしやすいまちづくりに向けた取組を着実に進めました。

課題：障がいのある方の社会参加の機会の確保や高齢化の進展への対応のため、多様なニーズをふまえた施設整備が望まれるとともに、より身近な施設の整備が求められています。

施策体系３　だれもが利用しやすい製品･情報･サービスの提供の促進【ソフト】

取組：ＵＤの観点から配慮すべきポイントをまとめた「印刷物等のわかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「ＵＤイベントマニュアル」の一部改訂を行うとともに普及を図り、わかりやすい情報発信や参加しやすいイベントの実施を促進しました。

課題：令和６年４月から事業者による合理的配慮の提供が法的義務となったこともふまえ、さまざまな人へ配慮が行き渡るよう、だれもがわかりやすい情報や利用しやすいサービスの提供の促進に向け取り組む必要があります。

第３章　第６次推進計画の取組（別冊１　Ｐ34～Ｐ51）

Ⅰ　計画の目標（めざす姿）

「みんなでつくるみんなが暮らしやすい三重」
～みんなが自分で考え行動できるように～

Ⅱ　計画期間

令和９年度から令和 12 年度までの４年間

Ⅲ・Ⅳ　構成・具体的な取組内容

施策体系１　ＵＤの意識づくり【ハート】

県民のみなさんが、ＵＤの考え方を理解し、行動していくため、啓発活動や学習機会の提供を行うとともに、活動を担う人材の育成を行います。

【主な取組】

○「三重おもいやり駐車場利用証制度」、「ヘルプマーク」の普及啓発
○「ＵＤのまちづくり学校出前授業」の実施
○「ＵＤアドバイザー」養成に向けた養成講座開催の支援、受講修了者の認定
○「障がい者が講師を担う」学校出前授業等の展開による「障がいの社会モデル」の理解促進　新規
○おもいやり駐車場の「車いす優先区画」（試行中）の段階的な拡充　拡充

施策体系２　だれもが暮らしやすいまちづくり【ハード】

すべての人が、安全で自由に移動し、安心して快適に施設を利用できる環境を整えるため、ＵＤに配慮された歩行空間、交通システム、建築物等の整備を進めます。また、施設の整備や管理を担う人たちへの啓発活動を進めます。

【主な取組】

○鉄道駅のバリアフリー化の支援
○タクシー・バス事業者が行うバリアフリー化（ＵＤタクシー、ノンステップバス等の導入）の支援

○「県有施設のためのＵＤガイドライン」の周知と市町や民間の公共的施設への展開
○基本構想・マスタープランの策定促進に向けた、市町への周知・意識啓発、策定支援に関する情報提供等 新規
○一定の公共建築物（不特定多数の者または主として障がい者・高齢者等が利用する 2,000 ㎡以上のもの）の工事において、「障がい者等の施設利用者の意見を聴く」ための仕組みづくり 新規
○小規模駅（利用者数 3,000 人未満／日）におけるバリアの改善（トイレの洋式化等）に向けた支援 拡充

施策体系３ だれもが利用しやすい製品・情報・ｻｰﾋﾞｽの提供の促進【ソフト】

ＵＤに配慮された製品づくりの促進に向け、利用者の多様性について、将来のものづくりを担う人たちの理解が進むよう啓発を行います。

また、ＵＤの考え方に基づき、わかりやすい情報や利用しやすいサービスが広く提供されるよう、取組を進めます。

【主な取組】
○「印刷物等のわかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「ＵＤイベントマニュアル」の周知・活用促進による、わかりやすい情報発信や参加しやすいイベント実施の推進
○ＳＮＳ等を活用したＵＤに関する情報提供
○具体的な対応例を用いた普及啓発による、外見から分かりづらい要配慮者への支援の促進 新規
○「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等の普及啓発
○「みえ防災ナビ」の多言語による情報発信や、見えない・見えづらい人のための「耳で聴くハザードマップ」のサービス提供等、さまざまな人に配慮された災害時対応

第４章　ＵＤのまちづくりを進める仕組み（別冊１　Ｐ52～Ｐ54）

Ⅰ 県の推進体制、Ⅱ さまざまな主体の役割、Ⅲ さまざまな主体との連携、Ⅳ 計画の進捗管理、Ⅴ 計画の見直し

３　今後の予定

令和８年	10 月～11 月	パブリックコメントの実施、関係団体へ意見照会 推進協議会にて検討（最終案）
	12 月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案）
令和９年	２月	議案提出
	３月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（議案審議） 次期計画の策定

第6次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（R9～R12）（中間案）の概要

第1章　計画策定の趣旨

○趣旨

「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づいて定めるもので、すべての県民が自由に活動し平等に参加できる社会の実現をめざす基本的な計画であり、現行の第5次推進計画（R5～R8）の取組と課題をふまえ、第6次推進計画（R9～R12）を策定します。

○UDをとりまく三重県の状況

・障がい者、高齢者、外国人等、配慮を必要とする方が共生する社会

○UDをとりまく環境の変化

・DX の進展、「地域共生社会」・「ダイバーシティ社会」の実現に向けた取組の進行
・障がい者差別の解消に向けた取組の進行

第2章　第5次推進計画における取組の検証

	取　組	課　題
意識づくり（ハート）	○学校出前授業の実施 ○「ヘルプマーク」の普及啓発 ○「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発 ○UDの認識を深める学習活動の促進 ○障がい者スポーツの推進 ○認知症の人・家族の支援につなげる仕組みの構築	○困っている人を見かけても行動をためらう傾向や、おもいやり駐車場の配慮に欠ける利用等が見られるため、県民のおもいやりのある行動に結びつくような取組が求められます。
まちづくり（ハード）	○幅の広い歩道やバリアフリー対応型信号機の整備 ○鉄道駅のバリアフリー化（段差の解消、内方線の整備、バリアフリートイレの設置、ICカードシステムの導入等）の支援 ○タクシー・バス事業者が行うバリアフリー化（UDタクシー、ノンステップバス等の導入）の支援 ○UDに配慮された公共施設や商業施設の整備の推進	○障がいのある方の社会参加の機会の確保や高齢化の進展への対応のため、多様なニーズをふまえた施設整備が望まれるとともに、より身近な施設の整備が求められています。
製品・情報・サービスの提供（ソフト）	○「印刷物等のわかりやすい情報の提供のためのガイドライン」を活用した、だれもがわかりやすい情報発信の促進 ○「UDイベントマニュアル」を活用した、だれもが参加しやすいイベント実施の促進	○さまざまな人へ配慮が行き渡るよう、だれもがわかりやすい情報や利用しやすいサービスの提供の促進に向け取り組む必要があります。

取組の方向性

○県民のお互いをおもいやる行動につながるよう、当事者参画による効果的な意識づくりに取り組む
○当事者参画による多様なニーズをふまえた施設整備や、より身近な施設の整備に向けた取組を進める
○さまざまな人へ配慮が行き渡るよう、だれもがわかりやすい情報や利用しやすいサービスの提供の促進に向け取り組む

第3章　第6次推進計画の取組

計画の目標（めざす姿）

みんなでつくるみんなが暮らしやすい三重

～みんなが自分で考え行動できるように～

ハートの取組　UDの意識づくり（施策体系1）

○「三重おもいやり駐車場利用証制度」、「ヘルプマーク」の普及啓発
○「UDのまちづくり学校出前授業」の実施
○「UDアドバイザー」養成に向けた養成講座開催の支援、受講修了者の認定
○障がい者が講師を担う学校出前授業等の展開による「障がいの社会モデル」の理解促進 新規
○おもいやり駐車場の「車いす優先区画」（試行中）の段階的な拡充 拡充

ハードの取組　だれもが暮らしやすいまちづくり（施策体系2）

○鉄道駅のバリアフリー化の支援
○タクシー・バス事業者が行うバリアフリー化（UDタクシー、ノンステップバス等の導入）の支援
○「県有施設のためのUDガイドライン」の周知と市町や民間の公共的施設への展開
○基本構想・マスタープランの策定促進に向けた、市町への周知・意識啓発、策定支援に関する情報提供等 新規
○一定の公共建築物（不特定多数の者または主として障がい者・高齢者等が利用する 2,000 ㎡以上のもの）の工事において、障がい者等の施設利用者の意見を聴くための仕組みづくり 新規
○小規模駅（利用者数 3,000 人未満／日）におけるバリアの改善（トイレの洋式化等）に向けた支援 拡充

ソフトの取組　だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進（施策体系3）

○「印刷物等のわかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「UDイベントマニュアル」の周知・活用促進による、わかりやすい情報発信や参加しやすいイベント実施の推進
○SNS等を活用したUDに関する情報提供
○具体的な対応例を用いた普及啓発による、外見から分かりづらい要配慮者への支援の促進 新規
○「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等の普及啓発
○「みえ防災ナビ」の多言語による情報発信や、見えない・見えづらい人のための「耳で聴くハザードマップ」のサービス提供等、さまざまな人に配慮された災害時対応

第4章　UDのまちづくりを進める仕組み

Ⅰ　県の推進体制
三重県UDのまちづくり推進協議会、庁内会議等

Ⅱ・Ⅲ　さまざまな主体の役割と連携
県民の皆さん一人ひとり、市町、UDアドバイザー・UD団体、地域の団体、事業者、社協、市町教育委員会・学校等

Ⅳ・Ⅴ　計画の進捗管理と見直し

【所管事項説明】

４　「三重県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例」（仮称）の制定について

１　条例制定の経緯

一時保護の委託先については、児童相談所長又は知事が「適当と認める者」への委託が可能な旨のみが児童福祉法に規定され、委託先の特段の基準等が設けられていないことから、その質の担保が課題となっていました。

こうしたことをふまえ、令和７年４月に児童福祉法の改正が行われ、一時保護委託者の登録制度が創設されました。一時保護委託については、知事の登録を受けた者等に対してのみ行うことができることとされ、その登録については、都道府県が条例で定める基準に適合することが必要とされました。

また、都道府県は一時保護委託者の登録等に関する基準について、改正児童福祉法の公布日から起算して１年６か月を超えない期間内に内閣府令で定める基準に従い又は参酌して、条例で定めなければならない旨が規定されました。

（参考）

【改正児童福祉法】

令和７年４月 25 日公布「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第 29 号）

【施行日】

公布の日から起算して１年６月を超えない範囲において内閣府令で定める日

（令和８年 10 月１日）

【特例】

令和８年 10 月１日から１年（令和９年９月 30 日まで）を限度として内閣府令を条例とみなして登録基準が適用されます。

２　条例制定の考え方

条例では、内閣府令に定める「職員配置」、「設備の基準」、「一時保護の実施」などの基準を定めることとなりますが、一時保護委託者の質を確保する上で内閣府令と異なる、あるいは、上回る基準を規定すべき特段の事情、特性はないと考えるため、内閣府令の基準を用いて制定することを基本とします。

この考えに沿って、別紙のとおり「三重県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例」（仮称）の骨子案を作成しました。

なお、令和８年 10 月から条例の施行日までについて、要綱において登録手続（申請手続や様式等）を定め、内閣府令に基づき審査することにより、登録事務を円滑に進めてまいります。

３　今後のスケジュール

令和８年	11 月	パブリックコメントの実施
	12 月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（パブリックコメントの結果、条例案を説明）
令和９年	２月	議案提出
	３月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（議案審議） 公布

【別紙】

「三重県一時保護委託者の登録等に関する基準等を定める条例」（仮称）骨子案

【内閣府令の見出し】	条例への委任方法	本県の考え方
（１）趣旨	基準以外の規定	一時保護委託者の質を確保するうえで内閣府令と異なる、あるいは、上回る基準を規定すべき特段の事情、特性はないと考えるため、内閣府令の基準を用いる。
（２）最低基準の目的等	基準以外の規定	
（３）登録一時保護委託者の一般原則 ○児童の権利への配慮と人格の尊重 ○児童の国籍、信条等による差別的な取扱いの禁止 ○一時保護の目的を達成するための必要な設備の設置	基準以外の規定	
（４）児童の権利の制限 ○正当な理由なく児童の権利を制限することの禁止 ○児童の権利を制限する場合の理由の説明	従うべき基準	
（５）児童の行動の制限 ○施錠等による児童の行動を制限することの禁止	従うべき基準	
（６）虐待等の禁止	従うべき基準	
（７）児童対象性暴力等の防止 ○犯罪事実確認などの必要な措置	従うべき基準	
（８）非常災害対策 ○消火用具、非常口など必要な設備の設置 ○非常災害に対する具体的計画の作成と訓練に努める体制整備 ○少なくとも毎月一回の訓練の実施	参酌すべき基準	
（９）自動車を運行する場合の所在の確認	従うべき基準	
（10）児童の権利擁護 ○児童の意見又は意向を尊重した支援体制の整備	従うべき基準	
（11）児童の所持品等 ○合理的な理由のない児童の所持品の持込制限の禁止 ○児童に対して、持込禁止の理由の説明 ○紛失、盗難、き損等が生じないような設備への保管	参酌すべき基準	
（12）設備の基準（居室等設置、プライバシー保護）	従うべき基準	
（12）設備の基準（居室や浴室・トイレの男女別等）	参酌すべき基準	
（13）登録一時保護委託者における職員の一般的要件 ○健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備える者 ○児童福祉事業に熱意のある者 ○できる限り児童福祉事業の理論及び実際についての訓練を受けた者	従うべき基準	
（14）夜間の職員配置 ○夜間、少なくとも職員一人以上を置く体制の整備	参酌すべき基準	
（15）他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準	従うべき基準	
（16）衛生管理等 ○食器等又は飲用に供する水の衛生的な管理 ○感染症又は食中毒を発生・まん延の防止 ○児童の清潔の維持 ○清潔な衣服の提供 ○必要な医薬品の常備と適正管理	参酌すべき基準	

【内閣府令の見出し】	条例への委任方法	本県の考え方
（17）食事 ○栄養及び児童の身体的状況の考慮 ○健康な生活の基本としての食を営む力の育成	従うべき基準	一時保護委託者の質を確保するうえで内閣府令と異なる、あるいは、上回る基準を規定すべき特段の事情、特性はないと考えるため、内閣府令の基準を用いる。
（18）入所した児童及び職員の健康状態の把握等 ○医師又は歯科医師による診察 ○健康状態を把握した医師又は歯科医師による記録の作成 ○調理を行う職員の健康状態の把握	参酌すべき基準	
（19）養護 ○児童の安定した生活環境の整備 ○児童の心身の健やかな成長への支援	従うべき基準	
（20）生活支援、教育及び親子関係再構築支援等 ○児童が適切な教育を受けられるよう通学の支援等	従うべき基準	
（20）生活支援、教育及び親子関係再構築支援等 ○児童の自主性の尊重と基本的生活習慣の確立 ○児童の適性、能力等に応じた学習のための支援体制 ○児童の家庭の状況に応じた親子関係の再構築等の支援体制 ○一時保護の解除後の必要な協力体制	参酌すべき基準	
（21）登録一時保護委託者内部の規程 ○入所児童の支援や施設管理の重要事項に関する規程の整備	参酌すべき基準	
（22）登録一時保護委託者における記録 ○入所児童の処遇状況の情報提示を求められた場合の記録の整備	参酌すべき基準	
（23）秘密保持等	従うべき基準	
（24）苦情への対応 ○県による、児童や保護者からの苦情対応のための窓口設置等	基準以外の規定	

【備考】法令で異なるものを定めることの許容の程度

・**「従うべき基準」**とは、必ず適合しなければならない基準である。
法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。

・**「参酌すべき基準」**とは、十分参照しなければならない基準である。
法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容される。

令和八年内閣府令第十六号

一時保護委託者の登録等に関する基準

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の二十二第三項の規定に基づき、一時保護委託者の登録等に関する基準を次のように定める。

（趣旨）

第一条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の二十二第三項の内閣府令で定める基準（以下この条において「一時保護委託者登録等基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一　法第三十四条の二十二第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第十三条及び第十五条第二項（入所している児童の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）の規定による基準

二　法第三十四条の二十二第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第十二条第二号及び第八号並びに第十五条第二項（入所している児童の居室及び法第三十三条第一項に規定する登録一時保護委託者（以下「登録一時保護委託者」という。）が一時保護を行う施設（以下「登録一時保護委託施設」という。）に特有の設備に係る部分に限る。）の規定による基準

三　法第三十四条の二十二第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第四条から第七条まで、第九条、第十条、第十七条、第二十条第三項及び第二十三条の規定による基準

四　法第三十四条の二十二第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準　この府令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

２　一時保護委託者登録等基準は、登録一時保護委託施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童相談所長及び登録一時保護委託者の管理者を含む。以下同じ。）の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

３　内閣総理大臣は、一時保護委託者登録等基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準の目的等）

第二条　法第三十四条の二十二第二項の規定により都道府県が条例で定める基準（次項において「最低基準」という。）は、登録一時保護委託施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

２　都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（登録一時保護委託者の一般原則）

第三条　登録一時保護委託者は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

２　登録一時保護委託者は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

３　登録一時保護委託者は、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

（児童の権利の制限）

第四条　登録一時保護委託者は、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

２　登録一時保護委託者は、前項に規定する正当な理由があり、やむを得ず児童の権利を制限する場合は、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

（児童の行動の制限）

第五条　登録一時保護委託者は、施錠等により児童の行動を制限してはならない。

（虐待等の禁止）

第六条　登録一時保護委託者の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（児童対象性暴力等の防止）

第七条　登録一時保護委託者は、法第三十四条の二十二第六項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（非常災害対策）

第八条　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けなければならない。

２　登録一時保護委託者は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練に努める体制を整備しなければならない。

３　登録一時保護委託者は、前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回、これを行う体制を整備しなければならない。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第九条　登録一時保護委託者は、児童の登録一時保護委託施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認する体制を整備しなければならない。

（児童の権利擁護）

第十条　登録一時保護委託者は、入所する児童に対し、その意見又は意向（法第三十三条の三の三の規定に基づき児童相談所長又は都道府県知事が行う意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行う体制を整備しなければならない。

（児童の所持品等）

第十一条　登録一時保護委託者は、入所する児童の所持品等の取扱いについて、次の各号に掲げる要件を満たす体制を整備しなければならない。

一　合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止しないこと。

二　前号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は都道府県知事に相談すること。

三　第一号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童相談所長又は都道府県知事が、児童に対して、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るために、児童相談所長又は都道府県知事に協力するよう努めること。

四　児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないような設備に保管すること。

（設備の基準）

第十二条　登録一時保護委託施設の構造設備は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　採光、換気等児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けること。

二　児童の居室、食事をする場、浴室及び便所を設けること。

三　児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

四　入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

五　浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

六　居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第二条第一項に規定する性的指向及び同条第二項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

七　三十人以上を入所させる施設には、医務室及び静養室を設けること。

八　児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（登録一時保護委託者における職員の一般的要件）

第十三条　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員について、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者となるよう、体制を整備しなければならない。

（夜間の職員配置）

第十四条　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、夜間、少なくとも職員一人以上を置く体制を整備しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第十五条　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設を他の社会福祉施設と併せて設置するときは、必要に応じ当該登録一時保護委託施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

２　前項の規定は、入所する児童の居室及び登録一時保護委託施設に特有の設備並びに入所する児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（衛生管理等）

第十六条　登録一時保護委託施設の衛生管理は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　入所する児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。

二　当該登録一時保護委託施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう努めること。

三　入所する児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所する児童を入浴させ、又は清拭しなければならないこと。

四　入所する児童に対し清潔な衣服を提供しなければならないこと。ただし、下着は児童の所持するものを使用させ、又は未使用のものを提供すること。

五　必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならないこと。

（食事）

第十七条　登録一時保護委託施設における入所する児童の食事の提供は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　入所する児童に食事を提供するときは、栄養及び入所する児童の身体的状況を考慮したものでなければならないこと。

二　児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならないこと。

（入所した児童及び職員の健康状態の把握等）

第十八条　児童相談所長又は都道府県知事は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。なお、必要な措置を講ずるに当たり、登録一時保護委託者は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は都道府県知事に相談する体制を整備しなければならない。

２　前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は都道府県知事に勧告しなければならない。

３　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（養護）

第十九条　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における養護について、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行う体制を整備しなければならない。

（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等）

第二十条　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における生活支援について、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行う体制を整備しなければならない。

２　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における教育について、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行う体制を整備しなければならない。

３　登録一時保護委託者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の教育に必要な支援に関して、児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならない。

４　登録一時保護委託者は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等に関して、児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならない。
５　登録一時保護委託者は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努める体制を整備しなければならない。

（登録一時保護委託者内部の規程）
第二十一条　登録一時保護委託者は、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。
一　入所する児童の支援に関する事項
二　その他施設の管理についての重要事項

（登録一時保護委託者における記録）
第二十二条　登録一時保護委託者は、入所する児童の処遇の状況について、児童相談所から求められた場合に、その情報を提示することができるように記録する体制を整備しなければならない。

（秘密保持等）
第二十三条　登録一時保護委託者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
２　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託者の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）
第二十四条　都道府県知事は、登録一時保護委託施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
２　都道府県知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該登録一時保護委託者の職員以外の者を関与させなければならない。

（電磁的記録）
第二十五条　登録一時保護委託者の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作

られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（大都市等の特例）

第二十六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）にあっては、第一条第一項及び第二条中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、第十条、第十一条第二号及び第三号、第十八条第一項及び第二項並びに第二十四条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と読み替えるものとする。

２　法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下この項において「児童相談所設置市」という。）にあっては、第一条第一項及び第二条中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と、第十条、第十一条第二号及び第三号、第十八条第一項及び第二項並びに第二十四条中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と読み替えるものとする。

附　則

この府令は、令和八年十月一日から施行する。

５　「子どもを虐待から守る条例」第31条に基づく年次報告について

この年次報告書は、「子どもを虐待から守る条例」第31条の規定に基づき、令和７年度における児童虐待を取り巻く現状や県の施策の実施状況などについてまとめています。主なポイントは次のとおりです。

１　児童虐待相談の状況（別冊２　Ｐ２～Ｐ７）

（１）児童虐待相談対応件数の年次推移

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は1,987件（前年度比64件減）と、平成29年度以来８年ぶりに2,000件を下回りました。

（２）児童虐待相談の経路

児童相談所への児童虐待相談の経路は、多い順に、①市町の機関（677件）、②警察等（494件）、③学校等（218件）です。

警察等や家族からの相談件数が減少（警察等：同64件減、家族：同51件減）する中、市町の機関や学校等からの相談件数は増加（市町の機関：同59件増、学校等：46件増）しました。

（３）児童虐待相談種別

児童虐待相談の種別では、「心理的虐待」の件数が881件（同88件減）と最も多く、そのうち、子どもが同居する家庭における配偶者等に対する暴力を目撃する面前ＤＶの通告が約半数を占め、393件（同127件減）でした。

その他、「身体的虐待」は679件（同15件減）、「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」は384件（同28件増）、「性的虐待」は43件（同11件増）でした。

（４）児童虐待相談における主な虐待者

主な虐待者は、実母が1,013件（同24件増）、実父が821件（同84件減）で、実父母が全体の９割以上を占めている状況は前年度と変わりません。

（５）被虐待児童の年齢

年齢別で見ると、６歳までの乳幼児期の件数が782件と最も多く、全体の約４割を占めています。

（６）児童虐待相談後の処遇

相談後の処遇は、面接指導が1,918件となっています。また、施設入所や里親等への委託は合わせて88件でした。

（７）被措置児童等虐待の状況

児童福祉施設等に措置された子どもが虐待された事例は２件で、１件は障がい児施設等において、職員からの入所児童に対する身体的虐待、心理的虐待及び放棄・放置が認定され、もう１件は社会的養護関係施設において、職員から児童に対する身体的虐待が認定されました。

（８）一時保護、立入調査等の実施状況

一時保護の対応をした子どもは、前年度から延べ 71 人増加して延べ 878 人となりました。なお、このうち半数以上（491 件）が虐待を事由とするものでした。

また、児童虐待の防止等に関する法律に基づく対応として、警察への援助要請を４件、立入調査を２件、親権停止審判を１件実施しました。

２　県の児童虐待防止等に係る取組状況（別冊２　Ｐ８～Ｐ21）

令和７年度における主な取組結果について、条例と、条例に基づいて策定した「子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画」の構成に合わせて記載しており、主な取組の状況は以下のとおりです。

※　計画の計画期間は令和８年度から令和 11 年度です。

（１）未然防止（条例第２章関係）

○　妊娠期からの子育て家庭への切れ目のない支援として、電話やＳＮＳによる相談体制の整備や、困難な問題を抱える女性への支援体制の充実、プレコンセプションケアの啓発、関係機関との連携体制の構築等を進めました。

○　虐待予防のための子どもの安全確認の強化として、乳幼児健診未受診などがあって、市町が安全確認できない子どもについて、児童相談所と連携して対応することを、市町へ改めて説明し、周知徹底を図りました。

【今後に向けて】

主たる虐待者は実父母が最も多い状況が続いていることから、課題を抱える妊産婦・子育て家庭に対する切れ目のない支援に取り組む必要があります。

あわせて、支援を必要とする方や家庭を適切な支援につなげることができるよう、引き続き、相談窓口の充実・多様化や周知に努めるとともに、市町・関係機関等との相互の連携強化を更に進める必要があります。

（２）早期発見及び早期対応（条例第３章関係）

○　虐待のおそれのある子どもの安全確認・安全確保の強化として、児童相談所と警察との合同研修や合同訓練の実施、家屋への立入調査を行う想定事例に基づく動画教材の作成を行いました。

○　子どもを守る地域ネットワークづくりとして、市町の要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）の運営強化や、虐待を背景とする子どもの複雑な問題行動等への対応力向上に向けたアドバイザー等の派遣、医療機関における児童虐待防止に向けた取組状況等について県内の病院と情報交換を行いました。

【今後に向けて】

各機関がワンチームとして適切かつ迅速に虐待に対応するため、日頃から顔の見える関係づくりを進め、必要な情報を適時・適切に共有する体制を構築するとともに、様々な状況を想定した合同訓練や研修を通じて現場での対応力を強化することが必要です。

（３）保護及び支援（条例第４章関係）

○　一時保護をした子ども等の権利擁護の推進として、子どもや支援者に対する権利の啓発について、「子どもの権利ノート」の改訂に向けた検討や、意見表明支援事業（アドボカシー）の充実を図りました。

被措置児童等虐待の発生予防･迅速な対応について、施設職員や里親に対する研修や支援を実施するとともに、通告を受けた際に迅速かつ適正に調査を行いました。

○　一時保護をした子ども等への支援強化として、児童相談所一時保護所の設備及び運営について、建替えを行う北勢児童相談所一時保護所の基本設計や、夜間の職員配置体制の改善に向けた職員室の拡張を行いました。

ケアニーズの高い子どもへの支援について、児童精神科や入院病床のある医療機関との連携体制の構築を進めました。

一時保護児童の学習支援について、一時保護所から在籍校への登校支援や、オンライン授業・教材の活用に取り組みました。

○　一時保護解除時等の子どもの安全確保として、多機関による多角的なアセスメントを行うとともに、モニタリング徹底など安全確保のための措置を講じました。

○　社会的養護経験者の自立支援の強化として、施設の退所後等の状況把握に向けてアンケート調査を実施するとともに、挫折を感じた場合の相談支援等を行う拠点整備の検討に取り組みました。

【今後に向けて】

子どもの権利擁護の視点から、一時保護児童や施設入所児童等が、意見表明できる機会を確保するとともに子どもの権利への理解をより深められるよう取り組む必要があります。また、養育者が問題を抱え込まないよう、施設職員への研修やきめ細やかな里親支援等に取り組む必要があります。

施設等に入所している子どもが安心して生活できるよう、児童相談所一時保護所の体制・施設整備やニーズに応じた学習支援が必要です。

一時保護解除時に多機関による多角的なアセスメントを行い、子どもの安全確保を徹底するとともに親子関係再構築に向けた支援に取り組む必要があります。

施設退所・里親等委託解除後に孤立することがないよう、自立支援を行っていくことが必要です。

（４）子どもを虐待から守るための体制の整備及び施策の推進（条例第５章関係）

○　警察、医療機関との連携体制の強化として、警察との連携体制の強化について、緊急の通告時における、児童相談所と警察との情報共有を補強するためのシステムの検討を進めました。

医療機関との連携体制の強化について、個別的なケアや、他害など特別な状況へのケアを必要とする子どもが適切なケアを受けられるよう、児童精神科や入院病床のある医療機関と連携体制の構築を進めました。

○　児童相談所職員等の専門性の向上として、児童相談所の体制強化について、経験の浅い職員へのきめ細かいサポートに向けて、指導・教育を担当する職員（スーパーバイザー）を試行的に配置する等の取組を進めました。

　市町への伴走型支援について、児童相談アドバイザー等の派遣を継続するとともに、市町間の連携強化に向けた「三重県市町児童相談対応情報共有フォーム」の試験的な運用を行いました。

○　子ども虐待防止啓発として、子どもに身近なＳＮＳを活用した相談支援や、三重県子ども条例啓発パンフレットの作成及び学習会・イベントの開催、「体罰によらない子育て」の周知・啓発のイベント開催といった取組を行いました。

【今後に向けて】

　警察・医療機関といった専門機関との更なる連携強化を図るとともに、児童相談所職員の体系的な人材育成を通じた現場対応力の継続的な強化や、市町職員の人材育成の支援を通じて、県全体の児童相談対応力を高めて、ワンチームで子どもを虐待から守る体制の強化を推進する必要があります。

　また、県民に対し、子どもを虐待から守ることについての意識の醸成を図るための周知・啓発活動に取り組んでいく必要があります。

＜参考：数値目標による進捗管理＞

※推進計画の計画期間は令和８年度～令和 11 年度であるため、令和７年度の実績値は参考値です。

取組	指標	目標値	Ｒ７（参考値）
市町こども家庭センターの運営強化支援	県主催の市町職員等を対象とした研修・会議への参加者数（累計） ＜Ｒ６現状値＞200 名	1,200 名	557 名
市町の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援	子育て短期支援事業を里親･ＦＨ･児童養護施設等に委託している市町数 ＜Ｒ６現状値＞里親：５市町、ＦＨ：２市町、施設：27 市町	Ｒ６現状値からの増加	里親：　７市町 ＦＨ：　３市町 施設：28 市町
関係機関の相談機能の強化	市町から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数 ＜Ｒ６現状値＞３か所	Ｒ６現状値からの増加	３か所
児童相談所、市町警察等関係機関との合同研修	合同研修の実施回数及び受講者数（累計） ＜Ｒ６現状値＞４回　98 人	24 回 600 人	９回 241 人
要保護・要支援児童、特定妊婦の早期発見・早期対応	市町からの要請による要対協等へのアドバイザー派遣回数（累計） ＜Ｒ６現状値＞17 回	102 回	36 回
一時保護をした子ども等の権利擁護の推進	一時保護所を退所した子どもへのアンケート調査により「安心して過ごせた」と回答した子どもの割合 ＜Ｒ６現状値＞　－	100%	－ （Ｒ８開始）
一時保護児童のニーズに応じた学習支援	一時保護所を退所した子どもへのアンケート調査により「自分に合った学習ができた」と回答した子どもの割合 ＜Ｒ６現状値＞　－	100%	－ （Ｒ８開始）
一時保護解除時における多機関による多角的なアセスメントの実施	児童相談所におけるこども家庭ソーシャルワーカー資格取得支援数（累計） ＜Ｒ６現状値＞　－	10 人	２人
社会的養護経験者の自立支援の強化	施設等を退所後３年後の就労の状況と進学の状況 ＜Ｒ６現状値＞　－	100%	－ （Ｒ８開始）
警察との連携体制の強化	情報共有を補強するためのシステム整備箇所数 ＜Ｒ６現状値＞１箇所（警察本部のみ）	19 箇所 （警察本部と全警察署）	Ｒ９運用開始に向け調整中
医療機関との連携体制の強化	精神科の医療機関と緊急時の診察や入院等の連携体制を構築できた児童相談所数 ＜Ｒ６現状値＞２箇所（北勢及び鈴鹿の２児相）	６箇所 （全児相）	２箇所
児童相談所の体制強化	第三者評価を受審している児童相談所数及び一時保護所数（累計） ＜Ｒ６現状値＞０箇所	児童相談所 ６箇所 一時保護所 ２箇所	児童相談所 ０箇所 一時保護所 １箇所
	一時保護所を退所した子どもへのアンケート調査により「安心して過ごせた」と回答した子どもの割合（再掲） ＜Ｒ６現状値＞　－	100%	－ （Ｒ８開始）

【所管事項説明】

６　次期「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の策定について

１　計画策定の趣旨

（１）「みえ障がい者共生社会づくりプラン」は、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画等を一体とした計画です。

（２）次期計画では、現行の「みえ障がい者共生社会づくりプラン―2024 年度～2026 年度―」（以下、「現計画」という。）の取組の成果と課題をふまえ、国が定めた障害者基本計画及び基本指針等に即して、令和９年度からの３年間に県が取り組む障がい者の自立及び社会参加の支援等に向けた施策の方向性を明らかにします。

（３）策定にあたっては、学識経験者や当事者等で構成される「三重県障害者施策推進協議会」での審議等をふまえるとともに、関係団体や市町等への意見照会、パブリックコメントの実施等を通じ、広く県民のご意見を聴きながら、本県の実情をふまえた計画となるよう、策定を進めます。

２　現計画の基本理念と主な取組の進捗状況

【基本理念】障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

目標項目	計画策定時（Ｒ４）	直近実績値（Ｒ７）	目標値（Ｒ８）
１　多様性を認め合う共生社会づくり			
障害者差別解消支援地域協議会設置率	80%	83%	100%
アウトリーチによる合理的配慮に関する普及啓発実施件数	―	141 件	100 件
２　生きがいを実感できる共生社会づくり			
特別支援学校における交流および共同学習の実施件数	756 回	959 回	1,000 回
県が主催する障がい者スポーツ大会等への参加者数	1,880 人	2,901 人	4,200 人
３　安心を実感できる共生社会づくり			
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数	2,159 人	2,944 人	2,480 人
三重県災害派遣福祉チーム（三重県 DWAT）登録員数	98 人	225 人	200 人

３　計画策定のポイント

現計画の目標の進捗状況や課題等をふまえつつ、障がい者施策を引き続き推進していく必要があることから、基本理念、施策体系等の基本的な部分は継承します。

今回策定する計画のポイントは次のとおりです。

（１）障がい者虐待の防止

・ 障がい者虐待の発生件数のうち約半数が強度行動障がいを起因として発生しているため、障害福祉サービス事業所における支援力の強化を図ります。

（２）地域における障害福祉サービス等の提供体制の整備

・ 中山間・人口減少地域において、現行の共生型サービス制度の活用等によるサービス提供体制の維持・確保を図るとともに、地域ごとのニーズに応じたサービス提供体制を確保するため、「意見申出制度」※1や「総量規制制度」※2の導入に向けた検討を行います。

※１「意見申出制度」

都道府県が障害福祉サービス等事業者の「新規指定」や「指定更新」を行う際、その事業所の所在地である市町村が、障害福祉計画等との調整を図る見地から、都道府県に対して意見を申し出ることができる制度。

※２「総量規制制度」

事業所等から指定申請があった時に、 以下のいずれかに該当する場合は、指定しないことができる制度。

① 「都道府県等が定める区域における当該サービスの利用（入所）定員の総数」が「都道府県等の障害福祉計画等において定める、都道府県等が定める区域における当該サービスの必要利用（入所）定員の総数」以上となっている又は当該指定により超えることになると認める場合

② 都道府県等の障害福祉計画等の達成に支障を生じるおそれがあると認める場合

（３）障害福祉サービス等の質の確保

・ 障害福祉サービス事業所等が増加する中、サービスの質の確保・向上を図る必要があるため、国が策定するガイドラインをふまえた就労系サービスやグループホーム等の適切な事業運営を確保します。

・ 利用者個々のニーズに応じた良質なサービスの選択を支援するとともにサービスの質の向上を図るため、「障害福祉サービス等情報公表制度」の公表率の向上を図ります。

・ 事業所の相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成研修、共同生活援助管理者研修等を実施し、専門性の向上につなげます。

（４）ケアの充実に向けた生産性の向上

・ 質の高いサービスを効率的かつ効果的に提供するため、介護テクノロジーの導入促進、申請等の手続の負担軽減、事業者間の連携・協働化等の取組を促進することにより、業務の効率化とサービスの質の向上を図ります。

（５）障がい特性に応じた支援体制の整備

・ 令和８年４月に施行された高次脳機能障害者支援法に基づき、高次脳機能障害者支援センターや高次脳機能障害者支援地域協議会を設置するなど支援体制を整備します。

・ 改正医療的ケア児支援法において、支援対象者の追加（18 歳以上の医療的ケア者や重症心身障害児・者）や医療的ケア児等支援地域協議会の設置などが規定されたことから、支援体制の充実を図ります。

４　今後の主な予定

令和８年	10 月～11 月	「三重県障害者自立支援協議会」で中間案を説明
		「三重県障害者施策推進協議会」で中間案の審議
	12 月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案を説明）
		パブリックコメントの実施
令和９年	２月	「三重県障害者自立支援協議会」で最終案を説明
		「三重県障害者施策推進協議会」で最終案の審議
	３月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案を説明）
		次期計画の策定

５　施策体系の骨子案

１　多様性を認め合う共生社会づくり

（１）差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

① 障がいを理由とする差別の解消の推進

② 権利擁護のための体制の充実

③ 虐待防止に対する取組の強化

（２）障がいに対する理解の促進

① 啓発・広報の推進

② 福祉教育・人権教育・ボランティア活動の推進

（３）アクセシビリティの向上

① 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

② ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

③ バリアフリー観光等社会参加の支援

④ 選挙時における配慮

２　生きがいを実感できる共生社会づくり

（１）特別支援教育の充実

① 指導・支援の充実

② 専門性の向上

③ 教育環境の充実

（２）雇用・就労の支援
① 一般就労の促進
② 一般就労が困難な障がい者に対する支援
③ 多様な就労機会の確保
（３）スポーツ・芸術文化活動等の推進
① 障がい者スポーツの充実
② 障がい者の芸術文化活動の充実
③ 視覚障がい者等の読書環境の整備

３　安心を実感できる共生社会づくり
（１）地域移行・地域生活の支援の充実
① 地域生活への移行と地域生活継続のための支援
② 地域における障害福祉サービス等の提供体制の整備
③ 相談支援の充実
④ 障害福祉サービス等の質の確保
⑤ 障がい福祉人材の育成・確保等
⑥ ケアの充実のための生産性の向上
⑦ 地域生活支援の充実
⑧ 経済的自立に向けた支援
（２）福祉と保健・医療などが連携した支援の充実
① 障がい児に対する支援の充実
② 聴覚障がい児の早期発見・早期療育
③ 精神障がい者等への支援
④ 医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援
⑤ 発達障がい児・者への支援
⑥ 高次脳機能障がい者への支援
（３）防災・防犯・安全対策の推進
① 防災対策の推進
② 防犯・安全対策の推進

【所管事項説明】

7　次期「三重県手話施策推進計画」の策定について

1　計画策定の趣旨

（１）「三重県手話施策推進計画」は、平成 28 年に制定した「三重県手話言語条例」（以下「条例」という。）に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県障害者計画（みえ障がい者共生社会づくりプラン）の一部として平成 29 年３月に策定した計画です。

（２）次期計画では、現行の「第３次三重県手話施策推進計画」（以下「現計画」という。）の取組の成果と課題をふまえ、手話の現状・課題等を検証したうえで、令和９年度からの３年間に県が取り組む手話に関する施策の方向性を明らかにします。

（３）策定にあたっては、学識経験者や関係機関の代表者で構成される「三重県障害者施策推進協議会　手話施策推進部会」での審議をふまえるとともに、パブリックコメントの実施等を通じ広く県民の意見を聴きながら、策定に向けて取り組みます。

2　現計画の基本理念と主な取組の進捗状況

【基本理念】ろう者と聞こえる人が相互に人格と個性を尊重し、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現をめざす

目標項目	計画策定時（Ｒ４）	直近実績値（Ｒ７）	目標値（Ｒ８）
１　情報の取得等におけるバリアフリー化等			
聴覚障がい者災害支援サポーター登録者数	134 人	131 人	150 人
２　手話通訳を行う人材の育成等			
登録手話通訳者数（県）	116 人	119 人	135 人
手話通訳者の派遣件数（県）	591 件	711 件	900 件
３　手話の普及等			
手話に触れたことのある子どもの割合	76.9%	68.8%	80%
４　ろう児等の手話の学習等			
聾学校における保護者向け講習会の参加者数（累計）	2,314 人	3,506 人	3,900 人
５　事業者への支援			
事業者を対象とした、サービス提供時における手話の使用を含めた合理的配慮の周知件数	―	141 件	100 件

3　計画策定のポイント

現計画の目標の進捗状況や課題等をふまえつつ、手話に関する施策を引き続き推進していく必要があることから、基本的認識及び基本理念、施策体系等の基本的な部分は継承します。

今回策定する計画のポイントは以下のとおりです。

（１）情報の取得等におけるバリアフリー化等

・ 県庁舎等の窓口において遠隔手話通訳サービスを提供し、県政情報の取得等におけるアクセシビリティの向上を図ります。また、「電話リレーサービス※」の周知啓発により、聴覚障がい者の電話利用の促進を図ります。

※「電話リレーサービス」

聴覚や発話に困難のある人（聴覚障がい者等）と、聴覚障がい者等以外の人との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながることができるサービス。

（２）手話通訳を行う人材の育成等

・ 手話通訳者の高齢化が進んでおり、人材確保が大きな課題となっています。そのため、将来の手話通訳者の担い手不足の解消に向けて、若年層を対象とした取組を進めます。

（３）手話の普及等

・ 令和７年６月に「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行され、９月 23 日が「手話の日」と定められました。この手話の日を中心に、多くの人が集まる場で啓発活動を行うことにより、手話に関する県民の理解と関心の増進を図ります。

4　今後の主な予定

令和８年	10 月～11 月	「三重県障害者施策推進協議会　手話施策推進部会」で中間案の審議
	12 月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案を説明） パブリックコメント
令和９年	２月	「三重県障害者施策推進協議会　手話施策推進部会」で最終案の審議
	３月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案を説明） 次期計画の策定

5　施策体系の骨子案

1　情報の取得等におけるバリアフリー化等

（１）県政情報の手話による発信等

（２）手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点機能の確保・拡充等

（３）災害時等における手話による情報取得等のための措置

２　手話通訳を行う人材の育成等
（１）手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備・拡充

３　手話の普及等
（１）県民が手話にふれる機会の確保等
（２）県職員及び市町職員に対する手話研修等の実施
（３）幼児、児童、生徒及び学生に対する手話学習の取組促進

４　ろう児等の手話の学習等
（１）ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上
（２）ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保等
（３）聴覚障がいのある乳幼児、保護者への手話学習の機会の確保

５　事業者への支援
（１）事業者のろう者へのサービス提供時やろう者雇用時における手話の使用に関する合理的配慮への支援

６　手話に関する調査研究の推進
（１）ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進等

【所管事項説明】

８　指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

１　指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

子ども・福祉部が所管する公の施設で、指定管理者制度を導入しているのは、次の５施設です。指定管理者制度に関する取扱要綱第 26 条第１項に基づき、「令和７年度指定管理者が行う公の施設の管理状況及び評価」について報告します。

また、三重県身体障害者総合福祉センター、三重県視覚障害者支援センター、みえこどもの城及び三重県母子・父子福祉センターについて、同要綱第 26 条第２項に基づき、「指定期間全体の管理の実績に関する評価」をあわせて報告します。

（１）令和７年度　指定管理者が行う公の施設の管理状況及び評価に係る対象施設

公の施設	指定管理者	指定期間
三重県身体障害者総合福祉センター	社会福祉法人 三重県厚生事業団	令和３年４月１日～ 令和８年３月 31 日
三重県視覚障害者支援センター	社会福祉法人 三重県視覚障害者協会	令和３年４月１日～ 令和８年３月 31 日
三重県聴覚障害者支援センター	一般社団法人 三重県聴覚障害者協会	令和７年４月１日～ 令和 12 年３月 31 日
みえこどもの城	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団	令和３年４月１日～ 令和８年３月 31 日
三重県母子・父子福祉センター	一般財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会	令和３年４月１日～ 令和８年３月 31 日

（２）指定期間全体の管理の実績に関する評価に係る対象施設

公の施設	指定管理者	指定期間
三重県身体障害者総合福祉センター	社会福祉法人 三重県厚生事業団	令和３年４月１日～ 令和８年３月 31 日
三重県視覚障害者支援センター	社会福祉法人 三重県視覚障害者協会	令和３年４月１日～ 令和８年３月 31 日
みえこどもの城	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団	令和３年４月１日～ 令和８年３月 31 日
三重県母子・父子福祉センター	一般財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会	令和３年４月１日～ 令和８年３月 31 日

※指定管理者の自己評価の基準

評価の項目「１　管理業務の実施状況」の評価

「Ａ」　→　業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「Ｂ」　→　業務計画を順調に実施している。
「Ｃ」　→　業務計画を十分には実施できていない。
「Ｄ」　→　業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

評価の項目「２　施設の利用状況」「３　成果目標及びその実績」の評価

「Ａ」　→　当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「Ｂ」　→　当初の目標を達成している。
「Ｃ」　→　当初の目標を十分には達成できていない。
「Ｄ」　→　当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

※県の評価の基準

「＋」（プラス）　→　指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「－」（マイナス）→　指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「　」（空白）　　→　指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和7年度分）

＜県の評価等＞

施設所管部名：子ども・福祉部

1　指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県身体障害者総合福祉センター （津市一身田大古曽 670 番地2）
指定管理者の名称等	社会福祉法人三重県厚生事業団　理事長　髙野　吉雄
指定の期間	令和3年4月1日～令和8年3月 31 日
指定管理者が行う管理業務の内容	・センターの事業に関する業務 （生活援助棟としての業務、福祉センターA型としての業務） ・センターの施設及び設備の利用の許可等に関する業務 ・センターの利用料金の収受等に関する業務 ・センターの維持管理及び修繕に関する業務 ・その他、センターの管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R6	R7	R6	R7	
1　管理業務の実施状況	B	B			基本協定書及び年度協定書に基づき適切に管理業務を実施するとともに、機器や設備に支障が生じないよう維持管理及び修繕を適切に行っている。
2　施設の利用状況	B	B			令和8年度の個室化改修工事に向けて令和7年度から受入人数の調整を行ったため、生活援助棟の利用者数は減少（18,914 人）している。今後も機能訓練が必要な方にサービスを提供できるよう関係機関と連携を強化する必要がある。
3　成果目標及びその実績	C	C			成果目標は4項目とも目標を達成することができていないが、昨年度より向上している項目もあり、引き続き、地域の潜在的なニーズの掘り起こしを行うとともに、個々のニーズに応じた取組を強化する必要がある。 なお、指定管理者が独自に設定した成果目標の地域生活移行率については 88.8%であり、目標値の 50%を大きく上回っていることから、通過型訓練施設としての役割を果たしている。

※「評価の項目」の県の評価　：　「＋」（プラス）　→　指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「－」（マイナス）　→　指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「　」（空白）　→　指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	・施設の管理業務について、老朽化が進んでいる中、適宜修繕等を実施することで、適正な維持管理を行っている。 ・施設の利用状況について、施設の利用者数は減少したが、生活援助棟において高次脳機能障がい者に対するリハビリを実施するなど、専門性を発揮している。 ・成果目標について、令和8年度に施工する個室化工事に伴い、受入体制の調整を行ったため、目標値の達成には至らなかった。引き続き、機能訓練が必要な方に良質なサービスを提供できるよう、関係機関との連携を強化するなど、それぞれの取組の強化が必要である。 ・その他、福祉・医療関係の実習生の受入れや、専門的な知識・技術を持つ職員の派遣など、地域福祉の向上にも寄与している。 ・利用者満足度は、利用者へのきめ細かな対応等が功を奏し、91.7%と高水準となっている。 以上のことから、三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者として、概ね適切に管理・運営を行っていると判断する。

＜指定管理者の評価・報告書（令和7年度分）＞

指定管理者の名称： 社会福祉法人三重県厚生事業団

1 管理業務の実施状況及び利用状況

（1）管理業務の実施状況

①三重県身体障害者総合福祉センター事業の実施に関する業務

・センターの維持管理業務をはじめ、生活援助棟の業務として「施設入所支援」「日中活動支援」等の事業、また、福祉センターA 型の業務として「リハビリテーション」「障がい者スポーツ」等の事業を実施した。
・障がい者スポーツ推進について、定期的にスポーツ教室（49 回開催、参加者 275 名）を開催。
・令和7年度三重県初級パラスポーツ指導員養成講習会（7月 12 日～13 日、20 日～21 日：修了者数 13 名）を開催。
・令和7年度三重県中級パラスポーツ指導員養成講習会（Ⅰ期9月 13 日～15 日、Ⅱ期 11 月 22 日～24 日、Ⅲ期1月 10 日～12 日：修了者数 11 名）を開催。
・第 24 回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ 2025」（10 月 25 日～27 日）に三重県選手団として、選手・役員を派遣した。個人競技　出場選手 31 名　役員 34 名、団体競技（サッカー）　出場選手 16 名　役員5名が参加した。個人競技で金メダル8個、銀メダル5個、銅メダル 12 個を獲得した。
・施設貸出では、運動施設（テニスコート・グラウンド・体育館）1,295 件、19,536 名、研修施設 257 件、4,595 名の利用があった。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

・ 昭和 60 年の開設以降、施設及び設備について、仕様書に基づき業務委託する等、適正に維持管理した。施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務について、体育館玄関前付近タイル張替えなど、計 108 件を実施した。
・ 令和8年度実施予定の内部改修工事について、三重県担当部署、設計事務所、センター職員との打ち合わせの場を定期的に設けた。

③県施策への配慮に関する業務

・ 利用者（障がい者）の人権尊重への取組として、意見箱を設置している。
・ 人権に対する意識を高めるため、権利擁護や虐待防止に関する研修を実施した。窓口にて、筆談等による応対を行い、来所される様々な方への対応を行った。
・ 事故を未然に防止するため、各施設においてヒヤリ・ハット事例の検証を行うとともに、全職員が事例や事故防止策を共有した。
・ 職員補充の際には、男女共同参画の観点をふまえて公募するとともに、育児休暇の取得等の環境整備に努めた。
・ 福祉用具セミナー、福祉用具フォーラム等をとおして、福祉用具の相談・自助具の製作、福祉用具や住宅改修の研修を開催する等、福祉用具の普及・促進と産業振興に寄与した。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

・ 情報公開については、法人情報公開実施要綱に基づき運用を図った。開示請求は0件だった。
・ 「個人情報保護に対する基本方針」及び個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項」を窓口にて公表した。
・ 施設利用者の個人情報の管理について、書類は施錠できる書庫に、デジタルデータはアクセス権を制限する等、管理を徹底した。

⑤その他の業務

・ 行政機関、教育機関等からの依頼により、専門的な知識や技術を有する職員を講師や審査員等として派遣、また障がい者スポーツ教室へも障がい者スポーツ指導員を派遣した。また、借用依頼のあった 243 件に対して、無料でスポーツ用具の貸出を行った。
・ 障がいに対する理解促進や次世代育成の場として活用できるよう、可能な範囲で実習生（福祉・医療関係の専門学校）を受け入れた。また、第 28 回三重県障がい者スポーツ大会・2025 三重県ふれあいスポレク祭三重県障がい者スポーツ大会では、多くのボランティアを受け入れた。
・ 三重県のリフト付バス「太陽号」の適正利用のための利用者確認等を実施した。利用件数は9件、稼働日数は 10 日だった。

・ 防災対策として、年度ごとに消防計画を作成した。利用者及び職員の安全確保のため、年2回の全館避難訓練を実施した。
・ 防犯対策として、防犯カメラを敷地内や出入口に設置しており、警備員室及びスタッフルームで監視できる体制をとっている。また、緊急時に備えるため、さすまたを常備する等している。
・ 防犯対策研修（3月2日）を実施。津警察署員に講師を依頼し、不審者が施設内に侵入した時の対応方法について学んだ。
・ 施設管理として、グラウンド除草や樹木の剪定等を定期的に実施して、施設利用者や地域住民の方に安全・安心に利用していただけるように整備を実施した。
・ センター全体の普及啓発として、ホームページの随時更新を行った。また、広報誌「C」を年2回発行するとともに、YouTube「三重県厚生事業団チャンネル」等により、普及啓発を行った。

（2）施設の利用状況

施設の利用状況（延利用者数）については、下記のとおりである。

（単位：人）

	R6	R7
施設入所支援	11,866	9,848
日中活動支援	10,640	8,999
短期入所	101	67
運動施設	19,640	19,536
研修施設	4,930	4,595
計	47,177	43,045

2 利用料金の収入の実績

利用料金の収入の実績は下記のとおりである。

（単位：円）

	R6	R7
支援費	162,979,114	132,565,996
診療報酬	5,769,917	7,351,729
介護保険	8,421,657	7,001,295
運動施設	841,315	822,695
計	178,012,003	147,741,715

3 管理業務に関する経費の収支状況

（単位：円）

収入の部			支出の部		
	R6	R7		R6	R7
指定管理料	160,865,000	169,837,000	事業費	47,170,609	43,739,082
利用料金収入	178,012,003	147,741,715	管理費	411,256,638	419,808,791
その他の収入	108,571,314	136,159,960	その他の支出	2,594,092	2,973,408
合計(a)	447,448,317	453,738,675	合計（b）	461,021,339	466,521,281
収支差額 (a)-(b)	△13,573,022	△12,782,606			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	－

4 成果目標とその実績

成果目標	1 日中活動系サービス利用率 80%【日中活動延べ人数／年間日中活動利用定員】 2 リハビリテーションの実施件数 5,300 件 3 三重県障がい者スポーツ大会・三重県ふれあいスポレク祭参加人数 3,500 名 4 福祉用具相談支援件数 350 件
成果目標に対する実績	1 日中活動系サービス利用率 55.8%【8,999 人／16,140 人】 2 リハビリテーションの実施件数 4,431 件 3 三重県障がい者スポーツ大会・三重県ふれあいスポレク祭参加人数 2,901 名 4 福祉用具相談支援件数 226 件
今後の取組方針	1 日中活動系サービス利用率 55.8%であり、目標値 80%を下回った。 令和8年度から実施予定の内部改修工事に伴う受入調整等の影響により目標値達成には至らなかった。 今後も、支援部ケースワーカー及び高次脳機能障害支援コーディネーターを中心に病院入院者や地域包括支援センター利用者のニーズ把握に努めるとともに、利用案内や広報誌の作成、チラシ・PRビデオを活用してニーズの掘り起こしと施設のPRに努め、関係機関と連絡を密にして利用率を高めていく。 また、回復期病院の医師に当センターを見学していただき、介護保険対象の高次脳機能障害者にも福祉サービスの利用につなげていただく等の医療機関との連携強化、退院前相談の再開等、利用促進に向けた体制強化を継続していく。 加えて、今後は三重大学医学部附属病院リハビリテーション科と連携し、一人でも多くの方にサービスを提供するとともに、利用率の向上に取り組んでいく。 2 リハビリテーションの実施件数 4,431 件であり、目標値 5,300 件を下回った。 通院リハビリテーションについては入院中に介護保険認定を受け、退院後すぐに介護保険サービスを利用する方が増えているため、新規利用者が減少傾向にある、また通所リハビリテーションについては、利用者の高齢化により通所が困難になったこと、近隣にリハビリを提供する病院や施設が増えたこと等により目標値達成には至らなかった。 今後も施設広報活動を強化するとともに、関係機関との連絡を密にし、利用率の向上に努めていく。 3 三重県障がい者スポーツ大会・2025 三重県ふれあいスポレク祭参加人数 2,901 名であり、目標値 3,500 名を下回った。 令和6年度に比べて、三重県障がい者スポーツ大会参加人数は微増したが、2025 三重県ふれあいスポレク祭については、当日大雨が降ったことも影響し、参加人数が少なくなった。 今後も、案内の方法を工夫しながら参加者（する人、みる人、ささえる人）を増やせるよう取り組み、障がいのある方の社会参加の促進及び県民の障がい者に対する理解を深めるため、関係団体等と連携して実施していく。 4 福祉用具相談支援件数 226 件であり、目標値 350 件を下回った。 福祉用具を扱う福祉用具専門相談員が増えたことで相談窓口が拡大したこと、オンライン研修の普及により支援者が資質向上を図る機会が増えたこと、インターネットの普及によって検索して容易に問題解決ができるようになったこと、さらに格安の便利道具が増え、福祉用具が手軽に入手できるようになったことが目標値に達しなかった理由としてあげられる。 今後も、障がいのある方が安全で快適な生活が送れるよう、福祉用具相談支援を継続していく。 5 【自主目標】地域生活移行率 88.8%であり、目標値 50%を大きく上回った。 県内にグループホームが多く設立され、地域移行の選択肢が増えたことが、目標値を大きく上回った理由としてあげられる。 今後も、個別支援計画に基づいて地域生活移行支援を実施し、通過型訓練施設としての役割を果たしていく。また、簡易自動車運転シミュレーターによる評価・パソコン訓練等、利用者ニーズに合わせた取り組みを強化していく。

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R6	R7	
1 管理業務の実施状況	B	B	三重県身体障害者総合福祉センター管理に関する協定に基づき、県担当課との協議のもと、適正に管理業務を実施した。
2 施設の利用状況	B	B	生活援助棟については、医療機関及び行政機関等と連携し、受傷後から社会復帰後の支援まで関わり、通過型訓練施設として利用者の社会復帰支援を実施した。 また、診療については、主に医療機関及び居宅介護支援事業所等と連携し、在宅障がい者、要介護者等を対象とした外来通院リハビリテーション、通所リハビリテーション等を実施した。
3 成果目標及びその実績	C	C	良質のサービスを提供し、利用者の満足度を高めるため、ニーズの変化に対応するバランススコアカードをツールに用いて事業運営を実施した。 実績について、目標値に至らなかったが、地域生活移行率については、目標値を大きく上回った。

※評価の項目「1」の評価 ：
「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」 → 業務計画を順調に実施している。
「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価 ：
「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」 → 当初の目標を達成している。
「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	1 日中活動系サービス利用率 80% 高次脳機能障がい者への訓練や、自動車訓練、日本情報処理検定協会検定試験の実施や受験支援等、専門的・特徴的な訓練を実施した。情報訓練では、情報処理技術の習得や向上を目指して取り組まれた結果、多数の方が各種資格を取得された。自動車訓練では、運転技術を習得して就労先へ通われたり、生活の幅を広げたりと、生活の質の向上へとつなげることが出来た。調理訓練では、利用者の方とメニューの献立を考えたり、実際に調理を行ったりして、必要な機能を身につけていただいている。また、施設内において日課を工夫することで、生活にメリハリを付け、季節を感じながら楽しみとなる時間を過ごしていただくことが出来た。 2 通院リハビリテーション、通所リハビリテーションの実施件数 5,300 件 医療保険、介護保険でのリハビリテーションについて、ニーズを分析しながら必要なリハビリテーションを効果的に実施した。 3 三重県障害者スポーツ大会・2025 三重県ふれあいスポレク祭参加人数 3,500 名 ホームページや LINE、教室等で大会の案内を行う等の周知に努めながら、障がいのある方の社会参加の促進及び県民の障がい者に対する理解を深めるため、関係団体等と連携して実施した。 4 福祉用具相談支援件数 350 件 今後も、障がいのある方が安全で快適な生活が送れるよう、福祉用具相談支援を継続していく。 5 その他 ①【自主目標】地域生活移行率 88.8% 今後も、個別支援計画に基づいて地域生活移行支援を実施し、通過型訓練施設としての役割を果たしていく。 ②アンケート（年2回）（令和7年8月回答率 65.3%、令和8年2月回答率 80.3%）の実施 現状を正確に把握、認識したうえで改善につなげるため、障害福祉サービスや診療所、スポーツ施設等利用者を対象に、アンケート（権利擁護の観点から職員が適切な支援を行っているかどうかについての項目含む）を実施し、利用者の満足度向上につなげた。アンケート結果についての確認・検証を行い、今後のサービス向上につなげている。 ③研修（虐待防止研修（11 月 12 日）、ハラスメント防止研修（11 月 20 日））の実施 知識の定着だけでなく、職員一人一人に虐待防止や適切なケアについて考えていただくことを目的として実施した。

指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価

施設所管部名： 子ども・福祉部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県身体障害者総合福祉センター（津市一身田大古曽 670 番地2）
指定管理者の名称等	社会福祉法人三重県厚生事業団 理事長 髙野 吉雄
指定の期間	令和3年4月1日～令和8年3月 31 日
指定管理者が行う管理業務の内容	・ センターの事業に関する業務 （生活援助棟としての業務、福祉センターA 型としての業務） ・ センターの施設及び設備の利用の許可等に関する業務 ・ センターの利用料金の収受等に関する業務 ・ センターの維持管理及び修繕に関する業務 ・ その他センターの管理上必要と認める業務

2 管理業務の実施状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
R3	B		管理に関する基本協定書・年度協定書に定める仕様に従い、施設入所支援、日中活動支援及び通院・通所リハビリテーション等の事業を適切に実施するとともに、施設整備の維持管理及び修繕を支障なく実施している。 雨漏りや大浴場などの水回り、天井煙感知器などの施設設備の老朽化について、経年により修繕を要する箇所が年々増えてきているが、入通所利用者及び外部利用者等に安全に利用していただけるよう、その都度早急に改善に向けた対応をしている。
R4	B		
R5	B		
R6	B		
R7	B		

3 施設の利用状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
R3	B		生活援助棟部門では、医療機関及び行政機関と連携し、受傷後から社会復帰後の支援まで関わるなど、通過型訓練施設として施設入所支援及び日中活動支援を実施した。 福祉センターA型部門では、医療機関及び居宅介護支援事業所などと連携し、在宅障がい者、要介護者等を対象とした外来通院リハビリテーション、通所リハビリテーション等を実施した。 平成 30 年4月の障害者総合支援法一部改正により、利用者の手帳の有無に関わらず機能訓練・生活訓練を利用できるようになったことを受け、サービスを必要としている方が、適切な期間施設を利用できるよう、利用者満足度向上に向けた取組を実施した。 新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者相談や通所者の欠席による利用率低下がみられたが、令和4年度以降は利用率の回復に努めている。
R4	B		
R5	B		
R6	B		
R7	B		

4 管理業務に関する経費の収支状況（全期間）

収入の部		支出の部	
指定管理料	794,866,860	事業費	235,816,345
利用料金収入	858,394,557	管理費	2,042,194,926
その他の収入	581,667,975	その他の支出	13,710,945
合計 (a)	2,234,929,392	合計 (b)	2,291,722,216
収支差額 (a)-(b)	△ 56,792,824		

※参考

利用料金減免額	―

5 成果目標及びその実績

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間における成果目標及びその実績						
			成果目標項目	目標値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 実績値	R7 実績値
R3	B		日中活動系サービス利用率	80.0%	50%	67.7%	62.4%	65.9%	55.8%
R4	B		リハビリテーション実施件数	5,300 件	4,462 件	3,838 件	4,180 件	3,751 件	4,431 件
R5	C		三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭参加人数	3,500 名	―	1,591 名	2,842 名	2,909 名	2,901 名
R6	C		福祉用具相談指導件数	350 件	250 件	250 件	263 件	222 件	226 件
R7	C								

全期間におけるコメント

・日中活動系サービス利用率については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度の利用率が落ち込んだが、利用者のニーズに応じたサービスを提供するため、高次脳機能障がい者への訓練や自動車訓練等の専門的・特徴的な訓練の実施や、個別支援計画に基づく地域移行支援などに取り組んでおり、今後も個々のニーズに応じた取組を進める必要がある。

・三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭参加人数については、新型コロナウイルス感染症の影響で参加人数は落ち込んだが、周知方法を工夫しながら徐々に増加してきている。引き続き、各種スポーツ団体と連携して障がい者スポーツの普及・啓発に取り組む必要がある。

・福祉用具相談指導件数については、福祉用具展示の依頼や福祉用具フォーラム等を通して福祉用具の相談、自助具の製作、福祉用具や住宅改修の研修を開催する等、福祉用具の普及・促進と産業振興に寄与した。引き続き、障がいのある方が安全で快適な生活を送れるよう、福祉用具相談指導を実施していくことが求められる。

・自主目標である地域生活移行率については全期間を通じて目標を達成した。

6 総括評価

・県内唯一の身体障害者福祉センターA 型及び自立訓練（機能訓練）を実施する障害者支援施設として、早期のリハビリテーションにつながるよう、医療機関や行政機関等と連携しながら障がい者の個々のニーズに応じたサービスを提供しており、障がい者の地域移行や社会参加の取組を進めている。

・定期的にスポーツ教室を開催するとともに、三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭を開催しており、障がい者スポーツの推進に貢献している。三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭については、アンケート調査を実施し、運営委員会を通じて事業の改善を図っている。成果目標としている両イベントの参加人数については、新型コロナウイルス感染症の影響で参加人数は落ち込んだが、周知方法を工夫しながら徐々に増加してきている。引き続き、各種スポーツ団体と連携して障がい者スポーツの普及・啓発に取り組む必要がある。

・当施設は、障害福祉サービスとして、主に病気や怪我等により、身体的な機能訓練等が必要になった障がい者を対象とした通過型訓練施設であるため、利用者数が変動することとなるが、引き続き、利用者に応じた訓練の実施などきめ細やかなサービスを提供するとともに、地域における潜在的なニーズの掘り起こしに向けて関係機関へ継続的な広報活動などの取組を実施することにより、利用実績の向上を図る必要がある。

・日常点検により修繕箇所等に適切に対処するなど、施設の適正な維持管理を実施している。

以上のことから、三重県身体障害者総合福祉センターの施設の設置目的である「身体障害者の福祉の増進」に向け、全期間を通じて適切に運営されていると評価できる。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和7年度分）

＜県の評価等＞

施設所管部名：子ども・福祉部

1　指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県視覚障害者支援センター （津市桜橋二丁目 131 番地）
指定管理者の名称等	社会福祉法人三重県視覚障害者協会　会長　中島　信哉
指定の期間	令和3年4月1日～令和8年3月 31 日
指定管理者が行う管理業務の内容	・ 点字刊行物及び視覚障がい者等用の録音物を利用に供すること。 ・ 点訳及び音訳のボランティアの育成及び活動支援に関すること。 ・ 視覚障がい者の日常生活及び社会生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うこと。 ・ センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務 ・ その他センターの管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R6	R7	R6	R7	
1　管理業務の実施状況	B	B			機器の管理や点検を定期的に行い、適切な施設管理を行うとともに、不要となった物品の整理・廃棄を行うなど、環境整備に努めており、管理業務を支障なく実施している。
2　施設の利用状況	B	B			各種講習会等の開催やボランティアによる利用等、積極的な施設の利用促進が図られており、図書館利用登録者数は過去最高となった。
3　成果目標及びその実績	B	B			成果目標は、図書等の貸出数については目標を達成した。生活訓練参加者数については目標を達成できなかったものの達成率は94%と目標値に近い実績となった。

※「評価の項目」の県の評価　：　「＋」（プラス）　→　指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「－」（マイナス）　→　指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「　」（空白）　→　指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	・ 図書館業務の成果目標である図書等貸出数は 105,850 タイトルと目標（84,000 タイトル）を達成した。また、メディア、県・市町及び福祉団体等発行の広報誌及び眼科医会の冊子等を通じてセンター事業の案内をするなど広報を強化したことにより、図書館利用登録者数は、昨年度（961　人）を上回る過去最高の 999 人に達した。 ・ もう一つの成果目標である生活訓練参加者数は、視覚障がい者のニーズに応じたさまざまな個別訓練の実施によって、延べ 564 人の実績となった。目標値（600 人）を下回ったものの、目標達成率は 94%と目標値に近い実績であった。 以上のことから、三重県視覚障害者支援センターの指定管理者として適切に管理・運営を行っていると判断する。

＜指定管理者の評価・報告書（令和7年度分）＞

指定管理者の名称： 社会福祉法人　三重県視覚障害者協会

1　管理業務の実施状況及び利用状況

（1）管理業務の実施状況

① 三重県視覚障害者支援センター事業の実施に関する業務

ア. 成果目標及び実績（2項目中1項目達成）

・ 図書貸出タイトル数　目標 84,000　　実績 105,850（直接貸出 13,057、サピエ 92,793）

・ 生活訓練参加者数　目標　　600 人　　実績　564 人（歩行 199 人、家事管理 42 人、福祉機器 242 人、点字指導 58 人、料理教室2人、社会資源活用 21 人）

イ. 達成目標（自主目標）に対する実績（10 項目中7項目は目標達成：点訳奉仕員養成講習（初級）修了者数は、目標未達成となったものの昨年度実績（R7実績：16 人）を上回った。音訳奉仕員養成講座修了者数は、目標未達成となった。スキルアップ講習会は、ボランティアの高齢化等により、年々減少しており目標未達成となったものの昨年度実績（R7実績：197 人）を上回った）

・ 図書の製作編集 タイトル数　　115 ％　（346 タイトル／300 タイトル）

・ 図書だより発行　回数　　200%　（12 回／6回）

・ 点訳奉仕員養成講習（初級）開催数　　120%　（6日／5日）

・ 点訳奉仕員養成講習（初級）修了者数　　85%　（17 人／20 人）

・ 点訳奉仕員養成講習（中級）開催数　　100%　（20 日／20 日）

・ 音訳奉仕員養成講座開催数　　100%　（40 日／40 日）

・ 音訳奉仕員養成講座修了者数　　85%　（17 人／20 人）

・ スキルアップ講習会出席者数（Web 視聴含む）　62%（205 人／330 人）

・ 県政だより点訳版・録音版発行回数　　100%（12 回／12 回）

・ みえ県議会だより点訳版・録音版発行回数　100%（7回／7回）

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

施設内を職員が毎日巡回し、必要がある場合は社会福祉会館の管理者に相談し、簡易なものは修理等を依頼している。設備面では、多目的トイレ内の自動点灯・消灯センサー及び音声案内機器を設置し、より利用しやすいよう改善した。

③ 県施策への配慮に関する業務

ア. 人権尊重社会の実現

小・中学生等に対する視覚障がい者教育の実施として、当センターの見学時や小学校等において、地域で生活する視覚障がい者や盲導犬の話など、会長をはじめとした役員、職員が地元の人権擁護委員と協働して、人権尊重社会の実現のための啓発活動を行っている。

・ 学校訪問　7校　224 人

・ 夏休み盲導犬学習会として、小・中学校向け講座　児童・生徒等5人、保護者5人が参加

・ 夏休み点字教室　3回　20 人

イ. 男女共同参画社会の実現

指定管理者である三重県視覚障害者協会では、その組織の一部に女性部を置き、講演会開催等の活動を行うほか、理事・評議員へ女性の登用を行っている。

・ 女性評議員は2名増加し、6名となった。

ウ. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

三重県視覚障害者協会が三重県後期高齢者医療広域連合から依頼を受け、「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のしおり」点訳版・音声版の作成を行った。また、三重県視覚障害者協会会員がUDアドバイザーとして活動している。

エ. 次世代育成支援の推進

小・中学生に対する視覚障がい者教育の実施 （再掲）

・ 学校訪問 7校 224 人（再掲）

・ 夏休み盲導犬学習会として、小・中学校向け講座 児童・生徒等5人、保護者5人が参加（再掲）

オ. 環境保全活動の取組

引き続き、コピー用紙の再生紙利用やグリーン購入、廊下や使用していない部屋の消灯など、電気使用量の節減に努めるとともに、録音テープのリユースや廃棄点字図書をリサイクルに供した。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

「三重県視覚障害者支援センターの管理に関する情報公開実施要領」及び「三重県視覚障害者支援センターの管理に関する文書整理保存要領」に基づき実施している。令和7年度の開示請求はなし。

個人情報保護については、「三重県視覚障害者支援センターの管理に関する基本協定書」第 11 条の「個人情報の保護に関する事項」を遵守するとともに、「個人情報保護に対する基本方針」及び「個人情報保護規定」により対応することとしている。令和7年度は対応はなし。

⑤ その他の業務

該当なし

（2）施設の利用状況

視覚障がい者の集会、点訳奉仕員・音訳奉仕員講習会、生活相談・訓練、センターから依頼している点訳・音訳作業、点訳・音訳グループの研修会や活動打合せなどで、各研修室等を使用している。

2 利用料金の収入の実績

該当なし

3 管理業務に関する経費の収支状況

（単位：円）

収入の部			支出の部		
	R6	R7		R6	R7
指定管理料	47,341,974	48,508,596	事業費	9,563,187	9,539,997
利用料金収入	0	0	管理費	37,583,217	39,196,622
その他の収入	7,656	228,023	その他の支出	0	0
合計（a）	47,349,630	48,736,619	合計（b）	47,146,404	48,736,619
収支差額（a）−（b）	203,226	0			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	―

4 成果目標とその実績

成果目標	・ 図書貸出タイトル数 84,000 タイトル ・ 生活訓練参加者数 600 人
成果目標に対する実績	・ 図書貸出タイトル数 105,850（直接貸出 13,057、サピエ 92,793） ・ 生活訓練参加者数 564 人（歩行 199 人、家事管理 42 人、福祉機器 242 人、点字指導 58 人、料理教室2人、社会資源活用 21 人）
今後の取組方針	視覚障がい者のニーズに的確に応えられる施設として、職員の資質向上を図るとともに、当センターの運営に大きな役割を果たすパートナーともいえる、ボランティアの育成・確保の継続と、さらなるレベルアップに努める必要がある。 また、中途視覚障がい者の増加に合わせ、生活訓練・指導の充実をさらに図っていく必要がある。パソコンが使える視覚障がい者を増やすため、IT 関係事業の充実を図るとともに、希望の多いスマホの講座は段階的にレベルアップをしていく。 図書関係については、幅広く、より多くの分野の蔵書を増やすことや、図書のデジタル化を積極的に推進する必要がある。また、サピエ図書館の利用拡大を図ることも重要である。反面、点字については、固定的な利用者が多いため、利用者のニーズを反映した対応を検討していく。

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R6	R7	
1 管理業務の実施状況	B	B	・ 三重県視覚障害者支援センターの管理に関する協定に基づき、県担当課との協議のもと、 適正に管理業務を実施した。 ・ 施設や備品の経年劣化もあるが、業務に支障が出ないよう早めの対応をするなど、工夫をしながら事業を行っている。
2 施設の利用状況	B	B	・ 点字図書館部門については、成果目標を超えているとともに、図書館利用登録者数は、過去最高の 999 人に達しており、利用状況は順調である。毎日多くの点訳、音訳、ITサポーターなどのボランティアがセンターを訪れ、作業や各種会合、研修に利用している。 ・ 三重県視覚障害者協会の女性部及び情報部等の講演会や会議並びに当センター事業のIT講習会や生活相談・訓練などに活用されているほか、スポーツ活動促進の一環としてサウンドテーブルテニスの愛好者にも利用されている。 ・ 土曜開館については、第3土曜日の専門相談員による相談は、平日に勤務している視覚障がい者、特に若い世代の視覚障がいを持つ利用者にとって利用しやすく、また土曜日を中心に活動する点訳、音訳ボランティアグループの利用も定着し、人数も増加傾向である。しかしながら、土曜日は館内空調が使用できず、特に夏季は近年の猛暑により、冷房設備のない研修室や来客等の窓口がある事務室等の温度管理ができず、利用者の健康管理が大きな課題となっている。
3 成果目標及びその実績	B	B	・ 成果目標は、図書等の貸出数については目標を大きく上回る 133%となり達成したが、生活訓練参加者数については目標を達成できなかった。生活訓練参加者数は目標値を下回ったものの達成率は 94%と目標値に近い実績となった。

※評価の項目「1」の評価 ：
「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」 → 業務計画を順調に実施している。
「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価：
「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」 → 当初の目標を達成している。
「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	当センターは、視覚障がい者にとって、唯一の県内全域を対象とした公の施設として、現在まで数多くのボランティアを育成し、様々なセンターの事業に協力を保ちながら視覚障がい者を支援する役割を果たしてきた。 また、支援センターの認知度アップのため、市町の福祉担当課や、医療機関の眼科に当センターのリーフレットを配布して啓発に努め、利用者からの相談や障害者手帳取得時の紹介につながるよう依頼している。引き続き、当センターへ気軽に問い合わせや来訪ができる取組を行い、センターとしての役割を果たしていく必要がある。 さらに、関係機関との連携強化を図るとともに、ネットワークの活用及びホームページの充実、生活訓練・相談業務、点訳・音訳ボランティア育成事業の強化、及び視覚障がい者のニーズに対応した図書の作成をより一層進め、利用者のニーズを反映したセンター運営を行っていくことが重要である。

指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価

施設所管部名： 子ども・福祉部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県視覚障害者支援センター （津市桜橋二丁目 131 番地）
指定管理者の名称等	社会福祉法人三重県視覚障害者協会 会長 中島 信哉
指定の期間	令和3年4月1日～令和8年3月 31 日
指定管理者が行う管理業務の内容	・ 点字刊行物及び視覚障がい者等用の録音物を利用に供すること ・ 点訳及び音訳のボランティアの育成及び活動支援に関すること ・ 視覚障がい者の日常生活及び社会生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うこと ・ センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務 ・ その他センターの管理上必要と認める業務

2 管理業務の実施状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
R3	B		機器の管理や点検を定期的に行い、適切な施設管理を行うとともに、不要となった物品の整理・廃棄を行うなど、環境整備に努めており、管理業務を支障なく実施している。
R4	B		
R5	B		
R6	B		
R7	B		

3 施設の利用状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
R3	B		成果目標である図書の貸出数については、すべての年度で目標を達成している。生活訓練参加者については、令和6、7年度がわずかに目標を下回ったものの、それ以外は目標を達成しており、また、各種講習会の開催やボランティアによる利用等、積極的な利用の促進が図られている。
R4	B		
R5	B		
R6	B		
R7	B		

4 管理業務に関する経費の収支状況（全期間）

収入の部		支出の部	
指定管理料	238,029,473	事業費	49,347,625
利用料金収入	0	管理費	188,743,673
その他の収入	236,061	その他の支出	0
合計(a)	238,265,534	合計(b)	238,091,298
収支差額 (a)-(b)	174,236		

※参考

利用料金減免額	―

５ 成果目標及びその実績

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間における成果目標及びその実績						
			成果目標項目	目標値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 実績値	R7 実績値
R3	B		図書等貸出数	R3:80,000 R4～5：82,000 R6～7：84,000	102,133	102,696	106,622	111,747	105,850
R4	B		生活訓練参加者数	R3：520 R4：563 R5：580 R6～7：600	583	575	582	592	564
R5	B								
R6	B								
R7	B								

全期間におけるコメント

図書の貸出数と生活訓練参加者については、令和6、7年度の生活訓練参加者数がわずかに目標を下回ったものの、それ以外は目標を達成している。

また、指定管理者が独自に設定した達成目標の達成率は5年平均で約 75%である。特に点訳・音訳の奉仕員養成講座は参加者増加の取組がより一層求められる。

６ 総括評価

- 点字図書館業務については、すべての年度で成果目標を達成している。
- 生活訓練参加者については、令和6、7年度に成果目標を僅かに下回ったものの、それ以外の年度では目標を達成している。
- 視覚障がい者の日常生活及び社会生活に関する支援として、個々のニーズに応じた生活訓練を実施し、視覚障がい者の社会参加の促進に取り組んでいる。
- 小中学生の見学受け入れや、小中学校への訪問活動、「夏休み盲導犬体験教室」などにより、視覚障がい者福祉への理解促進を図るとともに、人権尊重社会の実現のための普及啓発を行っている。
- 視覚障がい者が日常生活を送るうえで重要性が増しているIT機器について、サポーターの養成を行うとともに電話、来所等で相談や指導を行っている。
- スキルアップ講習会については、指定管理者が自主的に設定した修了者数の目標の達成には至っておらず、受講者の確保に努め、ボランティアの育成を図る必要がある。
- 図書等については、近年貸出数が増加しており、視覚障がい者への情報保障の面からも、サピエ図書を含め、蔵書の充実が求められる。

以上のことから、三重県視覚障害者支援センターの指定管理者として適切に業務を実施し、施設の設置目的である「視覚障がい者等の福祉の推進」に向け、全期間を通じて適切に取り組んでいると評価できる。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和7年度分）

＜県の評価等＞

施設所管部名：子ども・福祉部

1　指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県聴覚障害者支援センター （津市桜橋二丁目 131 番地）
指定管理者の名称等	一般社団法人三重県聴覚障害者協会　会長　深川　誠子
指定の期間	令和7年4月1日～令和 12 年3月 31 日
指定管理者が行う管理業務の内容	・ 聴覚障がい者等用の録画物、その他各種情報を記録した物の制作または貸出に関すること。 ・ 手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の養成または派遣に関すること。 ・ 情報支援機器の貸出、聴覚障がい者の生活等の相談など、地域生活の支援に関すること。 ・ 災害発生時における被災者支援に関すること。 ・ センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務 ・ その他センターの管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R6	R7	R6	R7	
1　管理業務の実施状況	B	B			機器の管理や点検を定期的に行うとともに、適切な施設管理を行っており、管理業務の実施状況は良好である。メール誤送信による個人情報漏洩の事案が発生したが、対象者に向けた経緯説明を含めた迅速な対応や、個人情報の取扱に関する注意点の周知徹底、メール送信直前の複数職員による宛先確認の徹底など再発防止に取り組んだ。 また、新たにメール誤送信対策システムを導入した。
2　施設の利用状況	B	B			受付にヒアリングループなどの機器を常備し、聴こえを支援する利用環境を整えている。また、関係団体の活動や交流の場として利用されており、利用者数は目標値を上回った。
3　成果目標及びその実績	B	B			施設利用者数においては目標値 4,000 人に対し実績は 4,681 人となり、目標を達成できた。 情報発信件数においては目標値 120 件に対し実績は 111 件となり、目標を達成できなかったものの、達成率は 93%と目標値に近い実績であった。

※「評価の項目」の県の評価　：　「＋」（プラス）　→　指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「－」（マイナス）→　指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「　」（空白）　→　指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	・ 利用者の要望に基づいてヒアリングループ等聴こえを支援する機器を設置し、利用環境の整備を図っている。 ・ ホームページやLINEを活用して聴覚障がい者に関する情報発信を積極的に行うとともに、遠隔手話通訳サービスの体験会を開催するなど、ICTを活用した遠隔手話相談・通訳体制を整え、利用促進に努めている。 ・ 例年開催しているセンターまつりにおいて、聴覚障がい関係団体等のブース出展により、聴覚障がい関連の取組の周知を行っている。 ・ 施設利用者数については目標値 4,000 人に対し実績は 4,681 人となり、目標を上回った。 ・ 情報発信件数については目標値 120 件に対し実績は 111 件となり、目標を達成できなかったものの、達成率は 93%と目標値に近い実績であった。 以上のことから、三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っていると判断する。

＜指定管理者の評価・報告書（令和7年度分）＞

指定管理者の名称：一般社団法人三重県聴覚障害者協会

1　管理業務の実施状況及び利用状況

（1）管理業務の実施状況

①三重県聴覚障害者支援センター運営事業の実施に関する業務

・字幕映像ライブラリー貸出数は 269 本。その約7割は三重県立聾学校への出張貸出におけるものであるため、新たに作品を増やす際には、子ども向けのものを優先的に選択した。また、センター内での貸出については手話学習者の利用もあるため、手話が挿入されている作品も積極的に増やした。制作については事業に関する啓発動画に取り組み動画サイトにアップロードを行った。毎月発行のセンター便りを字幕付き手話映像で発信するなど、動画による情報発信に積極的に取り組んだ。
・意思疎通支援者及び盲ろう者通訳・介助員の派遣に必要な人材確保のため、手話通訳者養成研修、要約筆記者養成研修、盲ろう者通訳・介助員養成研修を開催し、それぞれ 20 名、7名、8名が受講した。
・意思疎通支援者及び盲ろう者通訳・介助員として登録している方を対象にスキルアップ研修を開催し、延べ 386 名が受講した。
・市町や障がい当事者団体等からの派遣要請に応じて、県に登録している手話通訳者等を派遣した。
・難聴者・中途失聴者を対象とした生活訓練として手話教室を、毎月1回開催した。
・情報支援機器の貸出が増加している中、貸出日や返却日の調整および必要なメンテナンス管理を適切に行いながら対応した。
・災害発生の際、早急に聴覚障がい者への支援活動を行うために必要な要支援者名簿を対象市町から受け取り、情報の管理および更新を行った。
・心のバリアフリー事業として、盲ろう者に対する理解促進を図るための動画を当事者団体の協力を得て作成、ホームページに4回アップロードした。また、センターまつりを鈴鹿ハンターショッピングセンターで開催し、約 200 名の来場があった。
・災害支援サポーター養成講座では、聴覚障害者災害救援みえ本部の協力のもと、クロスロードゲームを行い、それぞれの考えや意見を出し合って考えることの大切さを確認した。
・ICTを活用した遠隔手話通訳サービスの体験会を1回実施し、啓発を図った。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

所有する機器の管理・点検を随時行った。また、経年劣化による備品の買替等、必要な措置を行った。

③県施策への配慮に関する業務

ア　人権尊重社会の実現
ICTを活用した遠隔テレビ電話システムを活用し、きこえない人の手話による相談等のやりとりが、きこえる人の音声通話と同等にできる環境を維持した。

イ　男女共同参画社会の実現
センター職員に女性を多く配置している。また、手話通訳者等においては女性が積極的に活動している。

ウ　ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
センター入口に補助犬受け入れステッカーや手話マーク、筆談マーク、耳マーク、点字板見取り図を掲示し、受付には窓口用ヒアリングループ、簡易筆談器及び助聴器、集音器を設置している。また、団体や企業からの聴覚障がい者への合理的配慮についての相談に応じ、聴覚障がい者支援機器の紹介や助言を行った。

エ　次世代育成支援の推進
県内の手話サークルや短期大学へ出向き、盲ろう当事者との交流の場を設けることで、盲ろう者への理解を促すとともに、盲ろう者通訳・介助員を目指すきっかけとなるよう取り組んだ。

オ　環境保全活動の取組
コピー用紙の再生紙利用、グリーン購入や両面印刷等を行うとともに、部屋を使用しない際は消灯やエアコンを切ることを徹底するなど、環境保全活動に努めた。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

・「三重県聴覚障害者支援センターの管理に関する情報公開実施要領」及び「三重県聴覚障害者支援センターの管理に関する文書整理保存要領」を平成 24 年4月1日に制定している。令和7年度中の開示請求は0件であった。

・個人情報保護については、「三重県聴覚障害者支援センターの管理に関する基本協定書」第 11 条の「個人情報の保護」に関する事項を遵守するとともに、指定管理者である一般社団法人三重県聴覚障害者協会が平成 24 年4月1日に制定した「保有個人情報取扱規程」及び「三重県聴覚障害者支援センター個人情報保護実施要領」に基づき対応している。令和7年度は、メール誤送信による個人情報漏洩の事案が1件発生した。

⑤その他の業務

該当なし

(2)施設の利用状況

	目標	実績
施設利用者数	4,000 人	4,681 人

2 利用料金の収入の実績

該当なし

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	R6	R7		R6	R7
指定管理料	30,350,552	39,731,131	事業費	15,536,368	22,952,549
利用料金収入			管理費	14,659,479	14,771,240
その他の収入	4,201	19,436	その他の支出	0	0
合計(a)	30,354,753	39,750,567	合計(b)	30,195,847	37,723,789
収支差額(a)-(b)	158,906	2,026,778			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	―

4 成果目標とその実績

成果目標	・ 施設利用者数 4,000 人 ・ 字幕付映像等聴覚障がい者が受け取りやすい方法による情報発信件数 年 120 件以上
成果目標に対する実績	・ 施設利用者数 4,681 人 ・ 字幕付映像等聴覚障がい者が受け取りやすい方法による情報発信件数 年 111 件
今後の取組方針	・ホームページやLINE、センターだよりなどによる情報発信により、さらに多くの方々に三重県聴覚障害者支援センターを知ってもらい、幅広く利用をしてもらえるよう努める。 ・多くの県民が集まる場においてイベントを計画し、センターが行なっている事業の啓発に努める。 ・月1回の手話による映像制作を行い、ホームページや動画サイトで積極的に発信していく。 ・より多くのきこえない人が、情報保障のあるイベント等に参加できるよう、引き続きイベント等のタイムリーな情報発信に努める。 ・字幕映像ライブラリー作品について、聴覚障がいのある子どもやその保護者、また手話学習者など利用が多い層を考慮したDVD作品を増加させることで、貸出数の増加に努めていく。 ・令和7年度までは、遠隔手話通訳サービスを利用する際に、事前の利用者登録及び利用申請が必要であったが、今後は県有施設に設置された専用の二次元コードをスマートフォン等で読取るだけで遠隔手話サービスを利用できるシステムを新たに導入し、利便性の向上を図る。

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R6	R7	
1 管理業務の実施状況	B	B	・ 施設の管理や点検を定期的に実施するとともに、必要な修繕を行っている。また備品の適切な維持管理を行っており、管理業務の実施状況は良好である。 ・ メール誤送信による個人情報漏洩の事案が1件発生したが、県と連携の上、対象者に向けて経緯説明を含めた対応を速やかに実施したほか、個人情報の取扱に関する注意点の周知徹底、メール送信直前の複数職員による宛先確認の徹底など再発防止に取り組んだ。 ・ また、新たにメール誤送信対策システムを導入した。
2 施設の利用状況	B	B	・ センターの事業を実施するほか、関係団体の活動や交流の場として有効に利活用してもらっている。 ・ 受付には窓口用ヒアリングループや助聴器などを設置し、きこえにくい方々を支援する対応を行った。
3 成果目標及びその実績	B	B	・ 施設利用者数は、4,681 人となり、目標値 4,000 人を上回った。 ・ 情報発信件数は、目標年 120 件以上に対し実績 111 件となり、目標値を達成できなかった。(93%)

※評価の項目「1」の評価 ： 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」 → 業務計画を順調に実施している。
「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価 ： 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」 → 当初の目標を達成している。
「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	・ 成果目標2項目のうち、成果目標を達成できたのは1項目であった。 ・ 施設利用者数は、実績が目標値を上回った。 ・ 情報発信件数については、目標を達成できなかったものの、達成率は 93%と目標値に近い実績であり、毎月発行のセンター便りを字幕付き手話映像で発信するなど、動画による情報発信にも積極的に取り組んだ。今後は、より多くの情報を多様な媒体から収集・整理することにより、より多くの情報を発信することができるよう努めていく。 ・ 遠隔手話通訳サービスをさらに普及させる必要がある。県有施設に設置された専用の二次元コードをスマートフォン等で読取るだけで遠隔手話サービスを利用できるシステムを新たに導入し、利便性の向上を図る。 ・ 意思疎通支援を担う新しい人材を養成する講座において、継続的かつ効果的な養成方法の検討が必要である。 今後、新しく意思疎通支援者として登録する人に向けた懇談会及び、技術の向上を含めた研修会等を計画していく。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和7年度分）

＜県の評価等＞

施設所管部名： 子ども・福祉部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県立みえこどもの城 （松阪市立野町 1291 番地）
指定管理者の名称等	公益財団法人三重こどもわかもの育成財団 理事長 中山 惠里子
指定の期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	・ みえこどもの城条例第2条に規定する事業（児童の健全育成に関する内容、地域の児童館等への指導・助言等）の実施に関する業務 ・ みえこどもの城の施設及び設備の利用の許可等に関する業務 ・ みえこどもの城の利用料金の収受等に関する業務 ・ みえこどもの城の管理施設の維持管理及び修繕に関する業務 ・ 上記業務のほか、知事がみえこどもの城の管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R6	R7	R6	R7	
1 管理業務の実施状況	A	A			業務計画に基づき、管理・運営業務や施設・設備の維持管理及び修繕等を適切に実施している。利用者満足度で高い評価を得られるよう、体験型事業の充実に積極的に取り組んだほか、平日における親子の居場所づくりなど、集客のための各種取組を継続的に実施している。
2 施設の利用状況	B	B			年間総利用者数は目標値に至らなかったが、利用者満足度は97%と高い基準に達している。来館者はもとより関係者の安全・安心を確保するため、大規模な修繕が必要な設備については適時県に情報提供している。また、利用者の満足度において高い評価を得られるよう、高い企画力とこれまでに培ったノウハウを活かし、利用者のニーズにマッチした事業展開に努めている。
3 成果目標及びその実績	B	B			県が指定する成果目標のうち、「年間総利用者数」は、大規模改修工事に伴う長期休館の影響もあり 186,568 人（目標 220,000 人）と目標を達成できなかったものの、「利用者の満足度」は 97%（目標 80%）、「児童健全育成拠点事業実施回数」は 99 回（目標 90 回以上）と目標を達成した。また、指定管理者独自目標である「サービス提供基盤の安定度（施設完全稼働率）」についても、目標の 100%を達成した。

※「評価の項目」の県の評価 ： 「＋」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「－」（マイナス）→ 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」（空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	・ 管理業務の実施状況について、業務計画に基づき、管理・運営業務を適切に行っている。県内の小型児童館に出向き、みえこどもの城への来館が難しい子どもたちにも、かんたん工作や運動遊び、カプラ遊び等を提供する取組を継続している。 ・ 施設の利用状況、成果目標及びその実績については、県が指定する成果目標のうち、「年間総利用者数」は未達成であるものの、「利用者の満足度」、「児童健全育成拠点事業実施回数」、指定管理者独自目標である「サービス提供基盤の安定度（施設完全稼働率）」は目標を達成した。 以上のことから、みえこどもの城の指定管理者として、適切に管理・運営をしていると判断する。みえこどもの城のさらなる魅力の向上につながるよう、引き続きこれまでに積み重ねてきた経験やノウハウを活用し、業務に取り組まれることを期待する。

＜指定管理者の評価・報告書（令和7年度分）＞

指定管理者の名称： 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団

1 管理業務の実施状況及び利用状況

（1）管理業務の実施状況

①みえこどもの城管理・運営事業の実施に関する業務

みえこどもの城の管理に関する基本協定に掲げた基本目標のもと、みえこどもの城施設及び設備の利用に供する事業及び児童健全育成等に関する事業に取り組んだ。

〇みえこどもの城の施設を活用した事業

みえこどもの城で行う各種イベントについて、来館者はもとより関係者の安全安心に配慮した運営を行うとともに、利用者の満足度においても引き続き高い評価を得られるよう、各事業において体験企画の充実をはかりつつ、効果的かつ効率的な事業を行った。

第4期指定管理の最終年度にあたり、第4期で新機軸とした、子ども・若者の活躍を支える取組を中心に、こどもの城の強みをいかした多彩な取組を展開した。

また、12月～2月の長期休館期間には、屋外や館外施設を活用し、さらには県内の他地域に出向くなどして、集客だけでなく今後の事業展開に向けた新しい挑戦となる事業に取り組んだ。

〇児童健全育成拠点事業

さまざまな主体と協働し、地域に出向いて事業を展開することで、地域で子どもを見守るネットワークの形成や子育て環境づくりを支援した。

なお、昨年に引き続き県内の2つの小型児童館において出張版おしごと広場を開催するなど三重県児童館連絡協議会との連携による取り組みを行った。

〇地域協働大型事業

地域全体で子どもの育ちを支えるため、さまざまな団体等と取り組むイベント等について、参加企業・団体の拡大を図るとともに、異世代の相互交流機会の創出を重視して取り組んだ。

また、若者の社会参画を応援する視点から、学生主体のイベントの実施や、イベント実施の際の中・高・大学生のボランティア参加などを促し、学生の活躍の場の拡大を図った。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

来館者に安全・安心、快適な利用環境を提供するため、指定管理事業予算で遊具コーナー壁面リニューアルや特定建築物定期点検で是正が必要とされた箇所の修繕を行った。大規模修繕については、必要性等を県に情報提供するとともに、定期的な改修、予防保全の実施を働きかけた。

また、施設を利用する子どもや保護者、関係者、職員に安全・安心で快適な環境を提供するため専門知識を有する事業者による保守・点検によりリスク回避に努めた。

③県施策への配慮に関する業務

県の施策やその動向について、組織・職員として理解を深めるとともに、指定管理業務で実施する事業の中で子どもや家族の理解促進を図った。

・毎月第3日曜日にドームシアター・プラネタリウムにて「家庭の日」特別無料投影を行った。

・子ども虐待防止啓発月間に合わせて「オレンジポスト」を設置し、こどもの声を聴く取組を実施するとともに、地域全体で子どもを見守り育む意識の醸成を図るため、地域の企業・団体との協働による「オレンジまつり」の開催や啓発パネルを館内に展示するなど啓発に取り組んだ。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

情報公開、個人情報保護については、組織におけるコンプライアンス順守の重要事項ととらえ、研修や全体会議などで職員に十分に周知し、知識と意識の浸透を図るとともに、他者における発生事象についても共有し注意喚起を行った。

⑤その他の業務

なし

（2）施設の利用状況

	目標	実績
年間総利用者数	220,000 人	186,568 人
利用者の満足度	80%以上	97%
児童健全育成拠点事業実施回数	90 回以上	99 回

2 利用料金の収入の実績

令和7年度実績　9,224,360 円

3 管理業務に関する経費の収支状況

（単位：円）

収入の部			支出の部		
	R6	R7		R6	R7
指定管理料	146,675,070	158,912,566	事業費	98,767,047	114,796,153
利用料金収入	11,079,880	9,224,360	管理費	64,274,967	66,849,347
その他の収入	22,808,772	29,301,532	その他の支出	17,597,453	15,850,037
合計(a)	180,563,722	197,438,458	合計(b)	180,639,467	197,495,537
収支差額(a)-(b)	△75,745	△57,079			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	786,500 円

4 成果目標とその実績

成果目標	・ 年間総利用者数 220,000 人 ・ 利用者の満足度 80% ・ 児童健全育成拠点事業実施回数 90 回以上
成果目標に対する実績	・ 年間総利用者数 186,568 人 ・ 利用者の満足度 97% ・ 児童健全育成拠点事業実施回数 99 回
今後の取組方針	国における「こども基本法」、県が定める「三重県子ども条例」ならびに「ありのままでみえっこプラン」の趣旨や考え方をふまえつつ、より有効な取組を行うため、引き続き、地域の企業や団体と協働し、子どもや若者の活躍のための機会提供を積極的に進める。こどもの城の使命を意識した事業展開により、顧客の獲得に努めるとともに、県立の大型児童館という施設の性格を十分認識し、来館者の受け入れに留まらず、県内全域を対象としたアウトリーチの拡充を図る。 引き続き地域社会との連携と協働を推進し、子どもの育ちや若者の活躍のための機会の提供を積極的に進める。

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R6	R7	
1 管理業務の実施状況	A	A	安心・安全、効率的な運営が可能となるよう職員及び専門知識を有する事業者による保守・点検を実施し、不具合の未然防止、発生時の早期対応を行い管理瑕疵に起因する休館はなかった。 利用者の安全・安心、快適性の確保及び満足度の向上を図るため、修繕・保全の必要箇所、点検結果等の情報を県と共有するとともに、定期的な改修や予防保全の実施を提案した。
2 施設の利用状況	B	B	地域の様々な主体と協働した多様な事業、子どもの育ちや若者の社会参画を応援する事業の展開を図り、利用者の満足度においても高い評価を得ることができた。 総利用者数が指定管理目標を下回ったことについては、大規模改修工事のための3か月の休館の影響が出たものと考えるが、一方でこの期間や状況を生かした挑戦的な企画、多様な現場研修などによる人材育成などでは、大きな成果が得られた。
3 成果目標及びその実績	B	B	みえこどもの城の総利用者数は、大規模改修工事に伴う長期休館の影響もあり目標を達成できなかったものの、地域社会（企業、団体、学校、ボランティア等）との協働による体験企画の充実を図り、利用者満足度は目標を大きく上回った。また、移動児童館の実施回数も目標を上回っており、県内全域を対象に地域に出向き、子どもたちに遊びや体験をとおして成長を促すとともに、地域の子育て環境づくりを支援した。

※評価の項目「1」の評価 ：
「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」 → 業務計画を順調に実施している。
「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価 ：
「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」 → 当初の目標を達成している。
「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	第4期みえこどもの城指定管理事業計画に基づき、安全・安心な施設運営や施設機能の効率的かつ効果的な活用を図った。また、地域の様々な主体と協働した多様な事業、子どもの育ちや若者の社会参画を応援する事業の展開について、利用者のみならず事業に参画する企業・団体・学校・ボランティアからも高い評価を得ている。協働する主体も年々増えており、今後も地域における「こどもまんなか社会」の実現に向けて役割を果たすことができたと考える。 また、地域や生育環境による体験格差をできる限り減らせるよう、アウトリーチ活動に注力してきたところであり、引き続き積極的に活動できる体制を確保する必要がある。 一方で、年少人口の減少、また、熱中症警戒による夏期の活動制限など対応困難な課題の影響を受けることも増えており、これらについてより抜本的な方策を検討する必要があると考える。 引き続き、地域社会との連携と協働を推進し、子どもの育ちや若者の活躍のための機会の提供を積極的に進めるとともに、県の「ありのままでみえっこプラン」の趣旨を踏まえた取組を展開し、「こどもまんなか社会」の実現に資するよう取り組む。

指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価

施設所管部名： 子ども・福祉部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県立みえこどもの城 （松阪市立野町 1291 番地）
指定管理者の名称等	公益財団法人三重こどもわかもの育成財団 理事長 中山 惠里子
指定の期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	・ みえこどもの城条例第2条に規定する事業（児童の健全育成に関する内容、地域の児童館等への指導・助言等）の実施に関する業務 ・ みえこどもの城の施設及び設備の利用の許可等に関する業務 ・ みえこどもの城の利用料金の収受等に関する業務 ・ みえこどもの城の管理施設の維持管理及び修繕に関する業務 ・ 上記業務のほか、知事がみえこどもの城の管理上必要と認める業務

2 管理業務の実施状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
R3	A		全期間を通じ、業務計画に基づき、管理・運営業務や施設・設備の維持管理及び修繕等を適切に実施している。利用者満足度で高い評価を得られるよう、体験型事業の充実に積極的に取り組んだほか、平日における親子の居場所づくりなど、集客のための各種取組を継続的に実施している。
R4	A		
R5	A		
R6	A		
R7	A		

3 施設の利用状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
R3	B		年間総利用者数は目標値に至らなかったが、利用者満足度は高い水準で目標を達成している。来館者はもとより関係者の安全・安心を確保するため、大規模な修繕が必要な設備については適時県に情報提供している。また、利用者の満足度において高い評価を得られるよう、高い企画力とこれまでに培ったノウハウを活かし、利用者のニーズにマッチした事業展開に努めている。
R4	B		
R5	B		
R6	B		
R7	B		

4 管理業務に関する経費の収支状況（全期間）

収入の部		支出の部	
指定管理料	738,183,807	事業費	497,947,687
利用料金収入	49,004,000	管理費	303,592,193
その他の収入	91,915,342	その他の支出	77,989,830
合計(a)	879,103,149	合計(b)	879,529,710
収支差額(a)-(b)	△426,561		

※参考

利用料金減免額	3,662,300

5 成果目標及びその実績

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間における成果目標及びその実績						
			成果目標項目	目標値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 実績値	R7 実績値
R3	B		年間総利用者数	220,000 人	140,689 人	218,151 人	207,168 人	209,568 人	186,568 人
R4	B		利用者の満足度	80%以上	96%	98%	98%	99%	97%
R5	B		児童健全育成拠点事業実施回数	90 回以上	93 回	100 回	100 回	103 回	99 回
R6	B		サービス提供基盤の安定度（施設完全稼働率）	100%	38.6%	94%	100%	100%	100%
R7	B								

全期間におけるコメント

県が指定する成果目標のうち、「年間総利用者数」については、少子化社会の進行、コロナ禍以降の行動様式の変化、近年の猛暑による客足の鈍化、大規模改修工事（令和7年度）など、やむを得ない事情による影響があり、4期においては未達成であった。一方、「利用者の満足度」、及び「児童健全育成拠点事業実施回数」については、全期間を通じて目標を達成している。また、指定管理者独自目標である「サービス提供基盤の安定度（施設完全稼働率）」については、令和3年度及び4年度はコロナ禍や大規模改修工事の影響で目標を達成できなかったが、令和5年度以降は達成している。

6 総括評価

- 当施設の指定管理は4期目であり、これまでの経験及びノウハウを活かし、みえこどもの城の管理を適正に行うとともに、施設を有効に活用していると評価できる。
- 施設の管理業務の実施状況については、毎年度県が実施したモニタリングにおいて、施設の維持管理を適正に行っていることを確認している。指定管理者が点検を実施して施設の適正管理に努めており、何かしらの問題が発生する兆しを確認した場合には、県と情報共有を行い、その改善を行うなど事故発生の未然防止を徹底しており、その結果、管理の瑕疵に起因する事故等は発生しなかった。また、コロナ禍における感染症対策の経験に基づき、施設の衛生管理を適正に行い、利用者の安心・安全を確保していることは評価できる。
- 施設の利用状況については、平日の親子の居場所づくりなど、高い企画力で特色のある取組を増やしており、企業、団体、大学、地域等との協働事業を実施することで、提供するサービスの多様化を図り、子どもと大人の交流の機会を提供したほか、SNS を活用したコンテンツの配信を行い、効果的かつ魅力的な施設の情報発信の実施に努めたことは評価できる。
- 3つの成果目標（年間総利用者数、児童健全育成拠点事業実施回数及び利用者の満足度）のうち、年間総利用者数については、4期においては未達成であったが、利用者の満足度及び児童健全育成拠点事業実施回数については達成しており、全体としては、成果目標は概ね達成したものと評価できる。
- 今後、アンケートなどを通して利用者の声を把握し、企画内容の更なる充実や情報発信に活用するなど、県内唯一の大型児童館である当施設の価値をより一層高めるよう創意工夫に尽力されたい。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和7年度分）

＜県の評価等＞

施設所管部名： 子ども・福祉部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県母子・父子福祉センター （津市桜橋二丁目 131 番地）
指定管理者の名称等	一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 理事長 伊藤 二時子
指定の期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	・ 母子家庭等の生活全般にわたる問題について、相談に応じること。 ・ 母子家庭等に対し、生業を指導、または技能を習得させること。 ・ 母子家庭等に対し、求人の開拓、就業を支援すること。 ・ 三重県母子・父子福祉センターを利用する者の児童に対し、必要な保育をすること。 ・ 母子家庭等の生活の向上を図るための講習会、講演会を開催すること。 ・ 母子・父子自立支援員の資質を高めるための研修会を開催すること。 ・ 上記のほか、三重県母子・父子福祉センターの効用を最大限に発揮するために必要な事業を実施すること。

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R6	R7	R6	R7	
1 管理業務の実施状況	B	B			業務計画に基づき管理業務を実施している。利用者の希望に合った就業につながるように就業支援の企業開拓を行うとともに、相談事業の充実に取り組んでいる。
2 施設の利用状況	B	B			研修会、講習会、各種会議の利用が中心であるが、利用者満足度は高い水準となっている。利用者の更なる増加に向け、広報活動の強化やニーズ把握をする必要がある。
3 成果目標及びその実績	B	B	－	－	成果目標5項目中2項目の目標達成に留まっている。目標達成に向けて既存事業の充実を図っているが、利用者の大幅な増加には至っていない。市町や市町社協、ひとり親支援団体との連携強化や広報活動の強化等により、認知度の向上に努めながら、利用促進を図る必要がある。

※「評価の項目」の県の評価 ： 「＋」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「－」（マイナス）→ 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」（空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	・ ひとり親家庭等の生活の安定に向け各種事業に取り組んだが、成果目標5項目中2項目の目標達成に留まっている。 ・ 就業支援については、就業実績と就業支援講習会参加者数について成果目標を達成することができなかったが、ホームページやSNSを活用した積極的な情報提供を行い求職者の就業活動に寄与するほか、講習会受講者の資格取得につながるなど、一定の役割を果たしている。 ・ 各種相談事業については、成果目標を達成することができなかったが、情報発信に努めるとともに、相談業務を拡充するほか、令和5年度からひとり親家庭等相談用AIチャットボットを導入し相談に応じるなど、一定の役割を果たしている。 ・ 利用者の意見を把握し、丁寧に対応した結果、利用者満足度が9割以上と高水準となっている。 以上のことから、三重県母子・父子福祉センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っていると判断する。三重県母子・父子福祉センターの認知度向上に努め利用者の増加に取り組むとともに、利用者ニーズを反映したきめ細やかな対応による業務実施を期待する。

＜指定管理者の評価・報告書（令和7年度分）＞

指定管理者の名称： 一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会

1 管理業務の実施状況及び利用状況

（1）管理業務の実施状況

① 三重県母子・父子福祉センター事業の実施に関する業務

○各種相談・研修事業の実施

生活相談、弁護士による法律相談及び産業カウンセラーによるカウンセリング相談、母子・父子自立支援員や、ひとり親家庭等福祉協力員の資質向上のための研修会を開催した。

ア 相談員による一般相談は、電話 62 件、メール等 21 件、来所 13 件であった。また、支援を必要とするひとり親家庭が必要な情報に簡単にアクセスできるよう、AIを活用したツールとして、センターのホームページにひとり親家庭等相談用AIチャットボットを導入し、支援の拡大に努めた。

イ 弁護士による専門相談を県内 5 地域で実施し、20 件の利用があり、法律的な観点からの問題解決に一定の効果をあげた。

ウ 産業カウンセラーによるカウンセリング相談を月３回実施した。利用件数は 16 件であった。引き続き、利用拡大に努める。

エ ひとり親家庭等を地域で支援する母子・父子自立支援員の資質を高めるため、母子・父子自立支援員研修会を3回開催した。

○就労支援事業の実施

就業・自立支援センターに就業相談員２名を配置し、職業紹介や就労相談、技能習得や簿記初級講習会を開催した。また、第１・第３日曜日に三重県母子・父子福祉センターで就労相談に応じるとともに、求人開拓や、求職登録者への情報提供及び職業紹介を行った。

ア 職業紹介所：求人件数 410 件、求職票9件を受理し、就職したのは 5 件であった。

イ 就労相談：電話7件、メール7件、来所4件を受け付けた。

ウ パソコン講習会：入門コース（4月）、ワードコース（5～6月）、エクセルコース（9～10 月)を火・金曜日の週2日実施し、入門コースは6名、ワードコースは 12 名、エクセルコースは 10 名が修了した。また、修了者のうちの一部が日本商工会議所主催PC検定を受検し、ワードコースは3名、エクセルコースは6名（それぞれベーシック級）が資格を取得した。なお、より上位の資格取得のため、受検を見合わせた者もいた。

エ 簿記講習会：簿記初級講習会を開催し、10 名の参加者があった。うち4名が日商簿記初級試験に合格した。

オ 就労に必要となるビジネスマナー研修会を開催し、38 名が参加した。

カ 就労研修会：四日市市と津市で市及び市社協の協力（後援名義、募集 PR)を得て開催し、14 名が参加した。

○就業情報提供事業の実施

（1）HPに令和7年度のセンター事業計画や事業の募集案内を掲載した。

（2）ホームページの閲覧は年間で 4,032 件であった（47 件増）。

（3）ホームページ以外には、郵送 2,079 件の情報提供を行った（439 件増）。

（4）上記以外にもセンター事業・相談窓口啓発用チラシの増刷を行い、三重県母子寡婦福祉連合会大会会議等で約 2,000 枚を配布し、ひとり親家庭対策の内容説明や情報提供に努めた。引き続き、情報提供方法等の見直しを行い、効果的に実施する必要がある。

○ひとり親家庭情報交換事業の実施

ひとり親家庭の親子の絆を深めるとともに親同士の交流の場とするため、中央事業として2市で親子料理教室を、また、3市町で地域事業として母子家庭と寡婦等の交流事業を実施した。

令和7年度の参加者は 329 名で、内訳は母親 40 名・父親2名・子ども 59 名・寡婦等 224 名であった。

（1）中央事業（親子料理教室）

鈴鹿市（28 名）と名張市（27 名）で開催した。親子で料理を作った後は参加者による意見交換（交流会）を実施した。

（2）地域事業

伊勢市（27 名）と南伊勢町（20 名）は社会見学、津市（227 名）は押し花カレンダーづくりを実施した。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

（1）維持管理

センター来所者が安心かつ安全に利用できるように適切に施設管理を行うとともに、施設の清潔の維持、省エネ等環境負荷の軽減に努めた。

（2）アンケート調査

センター利用者の満足度向上と利用者の利便向上を図るため、7回（4月、5月、12 月、1月、3月）のアンケート調査を実施した。

利用回数は1～2回が約 83%、利用目的別では講習会・研修会での利用が 86%（複数回答可）、満足・ほぼ満足と回答した人は 95%に達した。職員対応では、良かった・ほぼ良かったが 100%であった。

③県施策への配慮に関する業務

人権尊重、男女共同参画、ユニバーサルデザインの理念は、母子父子寡婦福祉事業を実施するにあたり不可欠な要素である。省資源対策として電気等の効率的な使用、廃棄物発生の抑制を行うとともに、資源ゴミの分別、裏面コピー等に取り組んだ。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

（1）情報公開

三重県情報公開条例の趣旨にのっとり、センターの保有する情報の取扱いは適切に実施した。

（2）個人情報保護

センターで取り扱う個人情報は基本協定書に定める「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、適切に対応した。

⑤その他の業務

該当なし。

（2）施設の利用状況

就労及び生活相談やカウンセリング相談の場として利用した。

会議室は PC 等講習会、就労研修会、母子・父子自立支援員研修会の会場として使用した。また、ひとり親家庭等を支援する関係団体との打ち合わせ会議等を開催した。

2 利用料金の収入の実績

該当なし

3 管理業務に関する経費の収支状況

（単位：円）

収入の部			支出の部		
	R6	R7		R6	R7
指定管理料	15,395,670	19,777,780	事業費	8,224,526	12,327,080
利用料金収入	0	0	管理費	7,268,458	8,036,558
その他の収入	97,314	585,858	その他の支出	0	0
合計（a）	15,492,984	20,363,638	合計（b）	15,492,984	20,363,638
収支差額（a）−（b）	0	0			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	―

4 成果目標とその実績

成果目標	1 ひとり親家庭情報交換会開催回数　毎年度　5回 2 就業実績（就業実績／求職件数）　毎年度　80% 3 相談(就業・生活等)件数　毎年度　340 件 4 就業支援講習会参加者数　毎年度　100 人 5 母子・父子自立支援員研修回数　毎年度　3回
成果目標に対する実績	1 ひとり親家庭情報交換会開催回数　5回(達成率 100%) 2 就業実績（就業実績／求職件数）　55.6%（5人／9人） 3 相談(就業・生活等)件数　132 件(達成率 38.8%) 4 就業支援講習会参加者数　90 人(達成率 90.0%) 5 母子・父子自立支援員研修回数　3回(達成率 100%)
今後の取組方針	1 ひとり親家庭情報交換会 事業内容は定着しているが、引き続き事業効果等を高められるよう必要に応じて改善を行っていく。 2 就業実績 （1）求職登録 関係機関及び団体と連携してPRに努める。また、講習会受講者等のセンター利用者へ呼びかける。 （2）求職支援 求職者へのきめ細かい情報提供に努める。 就業意欲を高めるため子育て後の人生設計について理解が深まるよう研修会等の場で啓発する。 （3）求人開拓 ひとり親家庭等の就業に理解がある「くるみん認定企業」、「えるぼし認定企業」へ働きかけを行う。 ハローワーク、市町及び市町社協との連携を図る。 3 相談（就業・生活等）件数 利用促進を図るため、既存の広報手段の工夫と関係機関及び団体との連携により PR 強化に努める。 （1）職員相談 出前相談を実施するとともに相談者のニーズに応えられるよう職員のスキル向上に努める。 （2）カウンセリング、法律相談 利用拡大を図るため、PR 方法の工夫を行う。 （3）AIチャットボット 相談者ニーズに応えられるよう関係者と連携して円滑なシステム運用に努める。 4 就業支援講習会参加者数 （1）募集方法 これまでの周知方法（HP、チラシ、ライン、市町広報）に加えて、市町や市町社協との連携を強化して PR 方法を充実する。 （2）実施方法 就労研修会は ZOOM で参加できるハイブリット研修とする。 5 母子・父子自立支援員研修回数 （1）実施内容 母子・父子自立支援員の資質向上につながる研修会の内容を企画する。 実施にあたっては参加者の要望等を踏まえた研修内容となるように努める。 （2）意見交換会 支援業務を行う上での課題や対応に困っていることについて意見交換し、その対応策を考える。

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R6	R7	
1 管理業務の実施状況	B	B	・ 指定管理期間（5か年）の最終年度である令和7年度は、新規取組や既存事業を拡充する等、ひとり親家庭等福祉の向上につながるよう各種事業を実施した。 ・ 利用者アンケートでは、概ね満足との回答結果を得た。
2 施設の利用状況	B	B	・ 就労及び生活相談やカウンセリング相談の場として利用した。 ・ 会議室は就労支援講習会や母子・父子自立支援員研修会等に利用した。 ・ また、ひとり親家庭等支援の関係団体との会議の会場として利用した。
3 成果目標及びその実績	B	B	・ 成果目標5項目のうち3項目が未達成であったが、就業支援講習会参加者数等の実績数値は増加した。 【就業実績】 ・ 求人企業開拓のため、ひとり親家庭等に理解のある「くるみん認定企業」、「えるぼし認定企業」への働きかけを行った。 ・ 求人票件数は前年度比 2.9 倍（269 企業増）の 410 件であった。 【相談業務】 ・ 相談件数は 132 件（前年度比3件増）で、やや増加した。 ・ カウンセリング相談と法律相談の件数は 36 件（20 件増）であった。 【講習会、研修会】 ・ 参加者数は 90 名（前年度比 15 名増）でやや増加した。 ・ 就労研修会は開催数を増やすとともにハイブリット研修を実施した。また、開催にあたっては市町及び市町社協の協力（後援、広報）を得た。

※評価の項目「1」の評価 ： 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」 → 業務計画を順調に実施している。
「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価 ： 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」 → 当初の目標を達成している。
「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	1 成果目標に対する達成度 成果目標5項目の2項目（ひとり親家庭情報交換会開催回数、母子・父子自立支援員研修会開催回数）は達成した。また、未達成の3項目（就業実績、相談件数、就業支援講習会参加者数）についても、2項目（相談件数、就業支援講習会参加者数）で実績数値が増加した。 2 目標達成への課題 （1）情報発信力の強化 各種媒体（HP、チラシ、市町広報等）の活用方法を工夫をするとともに、SNS（ライン、インスタグラム）を積極的に活用する必要がある。 （2）行政機関及びひとり親家庭支援団体等の連携強化 センターの各種事業の利用促進につながるよう行政機関（ハローワーク、市町）や各種団体（市町社協、ひとり親家庭支援団体）と連携を強化することが必要である。 （3）地域での事業展開 地域で実施可能な事業（相談等）に積極的に取り組む必要がある。 3 令和8年度の取組 （1）目標達成への課題に対する取組 上記の3つの観点から取組を進めていく。 （2）成果目標変更への対応 成果目標5項目のうち、「就業実績」が「就労支援のための求人票件数」に変更されることから適切な対応策を講じる。

指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価

施設所管部名： 子ども・福祉部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県母子・父子福祉センター （津市桜橋二丁目 131 番地）
指定管理者の名称等	一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 理事長 伊藤 二時子
指定の期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	・母子家庭等の生活全般にわたる問題について、相談に応じること。 ・母子家庭等に対し、生業を指導、または技能を習得させること。 ・母子家庭等に対し、求人の開拓、就業を支援すること。 ・三重県母子・父子福祉センターを利用する者の児童に対し、必要な保育をすること。 ・母子家庭等の生活の向上を図るための講習会、講演会を開催すること。 ・母子・父子自立支援員の資質を高めるための研修会を開催すること。 ・上記のほか、三重県母子・父子福祉センターの効用を最大限に発揮するために必要な事業を実施すること。

2 管理業務の実施状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
R3	B		業務計画に基づいて実施できており、相談員を配置して丁寧な対応を行っている。弁護士や産業カウンセラーによる専門的な相談に加え、各種研修等、引き続きニーズに即した事業実施を継続してほしい。
R4	B		
R5	B		
R6	B		
R7	B		

3 施設の利用状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
R3	B		研修会、講習会、各種会議での利用が主体であり、利用者の満足度も高い。引き続き、相談事業の充実、広報の強化を図る必要がある。
R4	B		
R5	B		
R6	B		
R7	B		

4 管理業務に関する経費の収支状況（全期間）

収入の部		支出の部	
指定管理料	75,142,545	事業費	40,460,780
利用料金収入	0	管理費	36,572,859
その他の収入	1,891,194	その他の支出	0
合計（a）	77,033,639	合計（b）	77,033,639
収支差額（a）-（b）	0		

※参考

利用料金減免額	―

5 成果目標及びその実績

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間における成果目標及びその実績						
			成果目標項目	目標値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 実績値	R7 実績値
R3	C		ひとり親家庭情報交換会開催回数	5回	5回	5回	5回	5回	5回
R4	C		就業実績（就業実績／求職件数）	80%	45.5%	63.6%	35.7%	57.1%	55.6%
R5	C		相談（就業・生活等）件数	340 件	167 件	160 件	229 件	129 件	132 件
R6	B	—	就業支援講習会参加者数	100 人	69 人	74 人	76 人	75 人	90 人
R7	B	—	母子・父子自立支援員研修回数	3回	3回	3回	3回	3回	3回

全期間におけるコメント

目標値を達成できていない項目もあるが、法律相談やカウンセリング相談を開始したり、求人開拓のための企業への働きかけを進めるなど多種多様な対策を講じており、全体として一定水準の実績があると言える。今後も広報活動の強化や関係団体との連携強化、講習会の内容充実などにより、就労・相談支援の充実や認知度向上を図る必要がある。

6 総括評価

- 当事者団体である三重県母子寡婦福祉連合会に委託することで、当団体のネットワークを活用し、当事者のニーズに沿った効果的な事業展開が実施できたと思われる。
- 各種研修会や相談について、様々なアプローチで効果的な事業運営がなされており、一定の水準が維持されている。研修会はひとり親世帯の貴重な交流の場でもあるため、より活発な事業展開を期待する。また、就労につながる資格取得のための研修についても、就労を希望するひとり親世帯のニーズに合致するよう力を入れて取り組まれることを期待する。
- 成果目標については、情報交換会や研修会の開催数は目標に達しているものの、就業実績や相談件数等は目標を達成することができなかった。新たな取組として、求人開拓を図るため「くるみん認定企業」「えるぼし認定企業」への働きかけを行うとともに、法律相談やカウンセリング相談、AI チャットボットの導入等による相談支援の拡充に努めている。効果的な周知を図りながら、他団体との連携、企業とのマッチングを進め、今後より積極的に多様な手法による試みを実践されることを期待する。

以上のことから、目標に達していない部分はあるものの、母子・父子福祉センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っていると評価する。

【所管事項説明】

９　各種審議会等の審議状況の報告について

（令和８年６月３日～令和８年９月13日）

（子ども・福祉部）

１　審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
２　開催年月日	令和８年６月12日
３　委員	部会長　佐々木　光明 委　員　早川　武彦　他３名
４　諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
５　調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。
６　備考	

１　審議会等の名称	三重県社会福祉審議会　身体障害者福祉専門分科会　審査部会
２　開催年月日	令和８年６月16日
３　委員	会長　杉村　芳樹 委員　長谷川　正裕　他４名
４　諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
５　調査審議結果	21名の医師について対面により審査し、すべて同意された。
６　備考	

１　審議会等の名称	三重県いじめ調査委員会
２　開催年月日	令和８年６月30日
３　委員	委員長　村林　優一 委　員　鬼塚　俊明　他４名
４　諮問事項	いじめの重大事態の調査について
５　調査審議結果	いじめ防止対策推進法第31条第２項に基づく私立高校におけるいじめ事例の調査審議を行った。
６　備考	

１　審議会等の名称	三重県いじめ調査委員会
２　開催年月日	令和８年７月６日
３　委員	副委員長　小池　敦 委　員　　鬼塚　俊明　他４名
４　諮問事項	いじめの重大事態の調査について
５　調査審議結果	いじめ防止対策推進法第31条第２項に基づく私立高校におけるいじめ事例の調査審議を行った。
６　備考	

1　審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2　開催年月日	令和８年７月10日
3　委員	部会長　佐々木　光明 委　員　早川　武彦　他３名
4　諮問事項	被措置児童等虐待事例に関する報告について
5　調査審議結果	今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6　備考	

1　審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会
2　開催年月日	令和８年７月28日
3　委員	部会長　山本　律 委　員　奥野　敏　他３名
4　諮問事項	里親の認定について
5　調査審議結果	里親の認定について審議を行い、養育里親３件、養子縁組里親２件、専門里親１件の新規里親認定を行った。
6　備考	

1　審議会等の名称	三重県社会福祉審議会　身体障害者福祉専門分科会　審査部会
2　開催年月日	令和８年８月18日
3　委員	会長　杉村　芳樹 委員　長谷川　正裕　他７名
4　諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5　調査審議結果	11名の医師について書面により審査し、すべて同意された。
6　備考	

1　審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2　開催年月日	令和８年８月21日
3　委員	部会長　佐々木　光明 委　員　早川　武彦　他２名
4　諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について 被措置児童等虐待事例に関する報告について
5　調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。 児童福祉法第56条に基づく保護者負担金の免除について審議を行った。 その他、今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6　備考	

1　審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2　開催年月日	令和８年９月11日
3　委員	部会長　佐々木　光明 委　員　早川　武彦　他３名
4　諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5　調査審議結果	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について審議を行った。
6　備考	

1　審議会等の名称	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2　開催年月日	令和８年９月11日
3　委員	会　長　中北　裕子 副会長　松井　保偉 委　員　西川　純忠　他９名
4　諮問事項	１　第６次三重県ＵＤのまちづくり推進計画について ２　その他
5　調査審議結果	上記事項について、報告・意見交換を行った。
6　備考	